

成安造形大学

自己点検・評価報告書

【点検評価対象年度：平成 24 年度】

平成 26 年 2 月

成安造形大学自己点検・評価委員会

目次

1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性(1)
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性(3)
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性(5)

2. 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ(8)
- 2-2. 教育課程及び教授方法(12)
- 2-3. 学修及び授業の支援(16)
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等(18)
- 2-5. キャリアガイダンス(20)
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック(23)
- 2-7. 学生サービス(25)
- 2-8. 教員の配置・職能開発等(28)
- 2-9. 教育環境の整備(31)

3. 経営・管理と財務

- 3-1. 経営の規律と誠実性(36)
- 3-2. 理事会の機能(44)
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ(47)
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス(49)
- 3-5. 業務執行体制の機能性(52)
- 3-6. 財務基盤と収支(55)
- 3-7. 会計(57)

4. 自己点検・評価

- 4-1. 自己点検・評価の適切性(59)
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性(62)
- 4-3. 自己点検・評価の有効性(65)

5. 社会貢献

- 5-1. 社会貢献活動(67)
- 5-2. 附属近江学研究所(68)
- 5-3. 附属芸術文化研究所(72)
- 5-4. 地域連携推進センター(74)
- 5-5. キャンパスが美術館(76)

1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 1-1 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 意味・内容の具体性と明確性 (1-1-1)

a 事実の説明

成安造形大学（以下、「本学」という。）は、設置者である学校法人京都成安学園の「成安」を建学の精神として掲げている。建学の精神である「成安」の「成」とは、成し遂げることを意味し、「安」は、安寧であることを意味している。本学はこの建学の精神が意味するものを今日の時代に即したものとして、次のように解釈している。「人の和を大切にし、一人一人が自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会を作ることに貢献する。」

本学では現在、設立当初に表明した「芸術と社会との双方向的な構造の構築を前提とする教育・研究へと質的な変化が求められている」ことを踏まえつつ、「芸術による社会への貢献」を新たな基本理念として教育展開を行っている。このような社会的使命に基づき、本学の使命・目的は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」と成安造形大学学則第 1 条に掲げている。

本学は、平成 22(2010)年度に従来の 1 学部 2 学科（造形学部デザイン科・造形美術科）を 1 学部 1 学科（芸術学部芸術学科）として学部学科再編を行い、総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザインの 5 つの領域に編成した。5 領域の人材育成目的は、表 1-1-1 のとおりである。

表 1-1-1 芸術学部芸術学科 5 領域の人材育成目標

芸術学部	芸術学科	総合領域	芸術・文化・社会について、総合的かつ横断的に学ぶ中から、造形力や広い視野と基礎力を修得し、社会動向に即応しながら「コト」や「モノ」を複合的に「デザイン」することで、新たな価値創造の推進ができる人材を育成する。
		イラストレーション領域	ハンドドローイング・デザイン・デジタル表現の 3 つの大きな流れを融合させながら、コミュニケーションを目的としたビジュアルコンテンツの創作能力を備えた、総合的な表現力のある人材を育成する。

	美術領域	「描くこと」「つくること」「表現すること」を基本に、五感を通して自然界や身近な生活を見つめ、豊かな創造力を育み、自らがテーマを設定して制作した成果を社会に向けて発信できるだけの表現力をもつ人材を育成する。
	メディアデザイン領域	さまざまなメディアについて基礎から学び応用力を培いながら、複数のメディアをまたぐメディアミックスによる表現の可能性を広げるとともに、社会や文化についての思索を深め、次世代に対応した新しいコミュニケーションを想像できる人材を育成する。
	空間デザイン領域	ものづくりのよりどころである身体・素材・生活・空間をキーワードに「もの」や「しくみ」を形に表現できる力を育み、「発見」から「表現」「構築」、更には社会に対し多様な価値を提案できるデザイナーを育成する。

b 自己評価

本学の掲げる使命・目的及び教育目的の意味・内容は、具体的で明確に示されていると判断する。

視点 2 簡素な文章化 (1-1-2)

a 事実の説明

本学の使命・目的及び教育目的は、学則や学修案内及び本学 web サイトに簡潔な文章で明示している。

b 自己評価

各種媒体に示されている教育理念、使命・目的は明確であり、その表現は簡潔に文章化されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」において普遍的な部分は守りつつも、大学を取り巻く環境の変化、社会環境の変化、社会や受験生が大学に求める存在意義などを踏まえ、総合戦略会議を中心に、随時、見直し等を行っていく方針である。

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 1-2 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 個性・特色の明示（1-2-1）

a 事実の説明

本学は「芸術による社会への貢献」を新たな基本理念（教育理念）として教育研究を展開している。その中で、学生自らの興味・関心を引き出し、柔軟なカリキュラムを運用するために、SPP（seian personal program）という教育システムを導入し、以下にあげる 4 項目を中心に、本学が今日まで培ってきた「めんどろみの良さ」を強力に推進している。

- （1）導入教育の充実と、社会人としての必要な基礎力を養成する。
- （2）4 年間のキャリアサポートプログラムで、卒業後の進路を支援する。
- （3）幅広い造形的基礎と専攻するコースにおける高度な専門性を保証する。
- （4）学生一人ひとり、その適性に合わせて、徹底して丁寧な指導を行う。

b 自己評価

使命や教育目的を効果的に達成するため、新たな教育システムを導入し、学生一人ひとりの能力を开花させるための丁寧な指導を行うなど、さまざまな方法に取り組んでいると判断する。

視点 2 法令への適合（1-2-2）

a 事実の説明

本学は、成安造形大学学則第 1 条に「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与すること」と定めている。これは、学校教育法の定めに基づいて、本学の使命・目的及び教育目的を方向づけているものであり、学校教育法第 83 条に規定されている大学の目的に適合するものである。具体的な教育目的は設置する学科の各領域で「人材養成目的」として明文化しており、これらも学校教育法に則った学則第 1 条を基盤としている。

b 自己評価

本学の使命や目的は法令を遵守していると判断する。

視点 3 変化への対応 (1-2-3)

a 事実の説明

平成 22(2010)年度の学部学科再編にむけた一連の作業過程の中で、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。また、FD 委員会の主催による「FD 研修会」などの活動は、使命・目的及び教育目的が今日の時代や社会に対応できているのかを図る意味で重要な役割を果たしている。また、教授会の下部組織である各種委員会では、日常における課題・問題点の洗い出し、見直しを常に行い、教授会等へ報告がされている。

b 自己評価

本学では全学的な視点から総合戦略会議においてその使命・目的及び教育目的の適切性などが議論されており、変化への対応がなされていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の適切性については、教育課程との整合性や法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつも、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて修正を行っていく。また、これらを具体的に簡潔な文章として、本学 web サイト等で明示していく。

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 1-3 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 役員・教職員の理解と支持（1-3-1）

a 事実の説明

使命・目的及び教育目的については、現状分析と必要な変更点について、先ず、学長補佐会、総合戦略会議にて論議され、大学の最高意思決定機関である教授会において審議・決定される仕組みとなっている。教員については、教授会の構成が教授、准教授、講師となっており、全専任教員が構成員であることから教員の理解と支持は得られている。職員については、改正案等の作成段階において構成員としてかかわることや、各部門ミーティングでの教授会報告を通じて理解と支持を得ている。学則をはじめ大学の重要な規程の改定に関する事項は、理事会に諮られ承認を得ることになっており、この点でも理事会の協力と理解を得ている。

b 自己評価

本学の使命・目的及び教育目的は多くの機会を通じて理事会と教職員に伝えられており、理解と支持は得ていると判断する。

視点 2 学内外への周知（1-3-2）

a 事実の説明

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、毎年学生に配布される成安手帳に明記されているほか、京都成安学園報、入学案内および web サイトなどにおいて学内外に示している。新入生へは、入学式とそれに続くガイダンスなどで使用する学修案内（シラバス）、成安手帖などの印刷物を通じて、「建学の精神」から本学の「使命・目的」、学部の「人材養成目的」「ディプロマポリシー（学位授与方針）」、「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」を解説している。在学生には、新年度開始前のガイダンスを通じて再確認させるとともに、特に 2 年生においてはコース選択の際に、選択するコースの使命・目的を確認させることに努めている。本学の使命・目的は学内主要箇所に掲示しており周知を図っている。

b 自己評価

本学の使命や目的は、入学案内、web サイトなどで公表しており、学内外に周知できていると判断する。

視点 3 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 (1-3-3)

a 事実の説明

本学の使命・目的は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授・研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」と成安造形大学学則第 1 条に掲げている。そのような中で、多様化した現代社会とその社会・産業界の大局的な変化や文化的に豊かな社会の実現に向け、どのように関与していくかを本学の「芸術による社会への貢献」という基本理念の下に考えていく必要がある。そこで本学は平成 22(2010)年度に「中期経営計画」を作成し、以下の 7 つの項目を経営計画として取り組むことにした。

- (1) 実践的学士課程教育に優れた大学の地位を確固たるものとする。
- (2) 各学校教育との連動性を高め新たな連携教育の構築。
- (3) 芸術活動を通じた文化水準の向上と地域振興への寄与。
- (4) キャンパスが美術館を起点とした斬新な地域交流モデル化。
- (5) ポスト学士課程の拡充と質の高い教育の実践。
- (6) 卒業生とのつながりをとおしたブランドイメージの強化。
- (7) 国際交流・提携強化と多様な入学・進学ルートの確立。

上記の項目はそれぞれが細分化され、実施計画として設定されており、本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。この中期経営計画は、その進捗状況や高等教育機関に求められているものが何なのかを協議・審議しながら、毎年度見直すこととなっている。

b 自己評価

本学の使命・目的及び教育目的は、中期経営計画に反映されており、またディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに反映されていると判断する。

視点 4 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性 (1-3-4)

a 事実の説明

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、単一の学部である芸術学部に 1 学科(芸術学科) 5 領域(総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザイン) 13 コース(デザインプロデュース、イラストレーション、日本画、洋画、現代アート、写真、グラフィックデザイン、アニメーション・CG、映像・放送、住環境デザイン、プロダクトデザイン、テキスタイルアート、ファッションデザイン)を設置している。それぞれの領域・コースでは、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適切な数の教員を配置し、少人数を基本としたコース編成を行い、教育目的の実現に当たっており、整合性が図られている。また附属研究機関として、「附属芸術文化研究所」「附属近江学研究所」を附置して

いる。各研究所では、外部研究者を招いた講演会やシンポジウムなどの活動を活発に展開し、その研究成果などを学内外に発信しており、本学の教育理念であり教育目標でもある「芸術による社会への貢献」の達成に大きく寄与している。

b 自己評価

本学の使命・目的、教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

本学が平成 25(2013)年度に大学開学 20 周年を迎えるにあたり、平成 22(2010)年度に総合戦略会議による協議、教授会による審議を経て、理事会において中期経営計画を策定した。その中には、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を軸に、本学のこれからの使命・目的のあり方及び教育目的の見直しは含まれているものであり、学部学科のあり方、教育課程など、本学に今何が求められているのかを検証しながら、新たな将来計画の策定を進めていく。

【使命・目的等の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、「学校教育法」を基本として、学則において明確に定められている。そして、各専門領域とその教育課程が建学の精神「成安」の理念と使命、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」に相応しく具体性に富み、その意味・内容は簡潔な文章で明確に示されているものと評価できる。本学の使命・目的は、法令の定めるところに適合するものであり、本学の個性や特色を明示する「3 つの方針（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）」にも明確に反映されており、学修案内や大学 web サイト、その他の広報媒体により学内外へ明示されている。今後は PDCA サイクルを構築して社会の変化へ対応していくとともに、平成 22(2010)年度に策定した中期経営計画において、教育目的の整合性や有効性を図りながら、時代に即した修正を加えていく。

2. 学修と教授

2-1. 学生の受入れ

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-1 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 入学者受入れの方針の明確化と周知 (2-1-1)

視点 2 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 (2-1-2)

視点 3 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 (2-1-3)

(1) 入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

本学のアドミッションポリシーの基本は、「人の和を大切にし、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会をつくることに貢献する。」という建学の精神を踏まえた創造的活動を实践できる基本的素養を備えた学生を受け入れることにある。

この基本的な考え方を踏まえて、創造的活動に必要とされる意思、思考力及び表現力の基本的資質を判断するための入学者選抜方針を教育計画において明確に示し、それに基づいた入試科目の設定、入試問題の作成及び入学者選抜を行っている。

複雑化する社会は、多様な人材を求めている。本学が目指すのは、「芸術による社会への貢献」の基本理念（教育理念）の下に、変化する時代に対応し、次代をしなやかに切り開く人材を育てること。そして、社会に新しい価値や視点を提供していくことである。したがって、人間としての豊かさが求められ、アドミッションポリシーにおいても、平成 20(2008)年からそのような資質や可能性を感じさせる入学志望者を次のように求めている。

「デザイン・美術・芸術文化の領域を学ぶために必要な能力を持ち合わせた上で、本学の『芸術による社会への貢献』という基本理念を理解し、自分の可能性を磨いていく情熱や意欲を持ち続けることができる学生を求めています。」

このように、本学では建学の精神、大学の基本理念に基づきアドミッションポリシーを定めている。

(2) 入学者受入れ方針の周知方法

このアドミッションポリシーの周知については、本学にとって重要な課題のひとつであるとの認識のもと、平成 24(2012)年度から事務局の入学広報部門を改組し、「入学センター」と「広報室」を設置した。入学センター長と広報室長はそれぞれ学長補佐が任命され、入学者募集業務と広報業務を協同しつつも機能分化し取り組むことになった。本学への入

学を第一に考える受験生を増加させ、アドミッションポリシーに沿った学生の確保を強化するための改組である。

平成 24(2012)年度もこれまでに引続き、大学の基本理念（教育理念）や学部・学科の組織、教育内容の特色などと併せて、受験生・高校生やその保護者、高等学校等の教員に対して、入試要項や web サイトなどの広報的媒体や全国各地で開催される進学相談会、高等学校などの訪問において周知を図っている。

また、平成 24(2012)年度にのべ 8 日間開催したオープンキャンパスで、本学のキャンパスを公開し、各領域・コースの特色やカリキュラムを本学教職員が来場者に直接、紹介するとともに、芸術大学ならではのモノづくりを体験するワークショップも開催している。また、高大連携事業として、高校生に本学の授業を受講してもらう機会も設けている。このように、本学の教育活動を高校生等が直接見たり聞いたり体験することにより、本学のアドミッションポリシーを含め、教育研究に対する理解の向上を図っている。

このように本学が求める入学者像が十分理解されるように努力している。

（３）入試制度

アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜を行っている。また、入学後の教育との関連を踏まえ、多様な選抜方法と多元的な評価尺度により、入学志願者の意欲を中心に能力や適性を評価し判定をしている。

高等学校の美術・デザイン教育の時間数や教諭人数が減少するなか、芸術・美術系大学の専攻分野はより多様化し細分化している。このような環境におかれた受験生が芸術・美術系大学に進学するにあたり、専攻分野を正しく十分に理解した上で、選択することが難しいと判断している。よって、本学では募集の最小単位を可能な限りまとめて、5 専攻分野とし、受験生の専攻分野の選択に配慮をしている。さらに、AO 入試においては、出願期間が 8 月中旬と早期であるため、専攻分野ごとでなく学部全体で合格を発表し、入学後の専攻分野は「入学前プログラム」がおおよそ半分経過した 12 月上旬に決定できるようにしている。これは、入学予定者が専攻分野を選択するのに、時間的余裕を確保している本学独自の制度である。

なお、平成 5(1993)年の開学以来、本学以外の地方都市会場でも実技科目を課す入試を実施してきた。現在では他の美術・芸術系大学でも同様に地方都市会場で実施をされているが、これは本学が先駆けであった。開学時は入試実施地方都市周辺での大学名の周知に効果が認められた。これまでに、本学以外の試験会場として、札幌・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・岡山・福岡・沖縄の各地で設定してきた。現在では金沢・岡山の 2 会場であるが、地元の近畿地区以外の志願者数は、西日本を中心に毎年 3 割から 4 割を確保している。

平成 24(2012)年度実施の芸術学部平成 25(2013)年度入試の概要は表 2-1-1 のとおりである。このように、アドミッションポリシーに沿って入学者選抜を行っている。

表2-1-1 平成25(2013)年度 芸術学部入試概要

入試種別	募集定員	試験日	試験科目等
AO入試	約20%	<体験授業日> 1期：8月2期：9月3期：10月	体験授業を受講することにより、受験生の特性や制作に対する興味関心・積極性、将来性などを評価し出願の可否を判定する。その後、出願可で判定した受験生が本学の教育内容を十分に理解し、かつ、本学で学びたい制作したいという強い意欲をもてば出願し合格となる。なお、この入試での合格者は「入学前プログラム」が用意されている。
指定校推薦入試	約20%	11月	美術・デザイン系学科・コース等を設置している高等学校を中心に、指定校として高等学校長に受験生の推薦を依頼している。
公募推薦入試	約30%	前期：11月 後期：12月	受験生の秀でた能力を評価し判定できるように、「鉛筆デッサン」・「イメージ表現」・「着彩表現」・「小論文」・「個別面接（作品持参）」の5科目からの選択制である。他大学と併願が可能な入試であるが、本学への入学を強く希望する者には専願（第1志望）として出願することも可能である。多くの美術系・芸術系大学では入学後の専攻分野ごとに異なった試験科目を課しているが、本学では一部例外があるものの、学部で共通の試験科目を課している。これは、基本的な造形力を評価したいと考えているからである。
一般入試	約20%	前期：2月 後期：3月	公募推薦入試に準じた内容で実施している。前期には、金沢・岡山でも入試会場を設けている。
給付奨学生入試 大学入試センター試験利用方式	約10%	前期：個別試験なし 後期：3月	平成22(2010)年度から新規に設定し、経済的支援が必要な奨学生を選抜する入試である。この試験に合格して入学した場合は、年間約96万円の奨学金を給付している。なお、出願に際して、主たる家計支持者の収入の上限を設定をしている。
外国人留学生入試 海外帰国生入試 社会人入試	若干名	前期：11月 後期：2月	外国人留学生、海外帰国生、社会人に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。
3年次編入試 外国人留学生3年次編入試	10名 若干名	前期：11月 後期：2月	編入学を希望する者に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。

（４）入学試験の実施体制

入学試験の実施体制については、学長を総括実施責任者として、教員と事務職員の協力体制のもとに実施している。平成24(2012)年度に実施した平成25(2013)年度入試においては、試験当日、入試本部に学長をはじめ入学委員長、入学センター主管・主査が詰め、試験問題の最終点検や円滑な入試の実施に努めている。また、本学以外の地方試験会場を設定している入試の場合は、原則として教員と事務職員の複数の担当者が、入試前日から会場に入り、準備と当日の運営を行っている。

また、採点業務については、学部共通の課題のため、学長が指名した教員が採点をしている。この採点結果をもとに、入学委員長、主任領域長、入学センター主管からなる入試

判定会議での協議を経て、教授会で可否を審議決定している。

入試制度の検討は、入学委員会が原案を策定し、最終的には教授会で決定している。入学願書の受け付けから入試問題などの印刷や管理は入学センターが行っている。

このように、入試に係る業務は学長を総括実施責任者として、全学的な体制で適切に実施している。

（５）新入生の確保

新入生の確保は他大学と同様に本学にとっても重要な課題のひとつである。平成 22(2010)年度の芸術学部設置後は入学定員を若干上回る入学者を確保してきたが、平成 25(2013)年度入学生は入学定員を 1 人下回り 199 人であった。入学定員を確保の予定でいたが、平成 25(2013)年 3 月 28 日に他大学の補欠合格発表により入学辞退が発生した。表 2-1-2 に芸術学部の過去 4 年間の入学定員、収容定員等の推移を示す。

表 2-1-2 芸術学部の入学定員・入学者数・入学定員充足率・収容定員・在籍者数・収容定員充足率

学部等	学科等	項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
芸術学部	芸術学科	入学定員 (人)	200	200	200	200
		入学者数 (人)	206	207	208	199
		入学定員充足率	1.03	1.03	1.04	0.99
		収容定員 (人)	1,095	990	905	820
		在籍者数 (人)	979	865	827	814
		収容定員充足率	0.89	0.87	0.91	0.99

注．収容定員、在籍者数については、造形学部の学生数を含んでいる。

このように、新入生の確保については 22(2010)年度の改組により、入学定員に沿って適切に確保している。

【３】改善・向上方策（将来計画）

芸術・美術系大学が現在置かれている状況は、社会全体の実学的志向とそれに呼応する受験生の動向、18 歳人口の減少による大学全入の時代、芸術・美術系大学の収容学生数増加による競合など、負の要因が多く厳しい状況である。しかし、このような状況であるからこそ、アドミッションポリシーと後述する本学のきめの細かい学生支援の実態を、大学案内・ウェブサイトやオープンキャンパス、全国各地で開催される進学相談会で、広く受験生に周知することを徹底して実践する。

アドミッションポリシーについては、平成 26(2014)年度から実施を予定している教育課程改革に合わせて、受験生により明確に伝わるように改訂する必要がある。また、他大学との違いもより明確に伝わるよう際立たせる必要がある。

これらのことで、本学への入学を第一に考える受験生を増加させ、アドミッションポリシーに沿った学生を確保していく。

2-2. 教育課程及び教授方法

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-2 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化（2-2-1）

a 事実の説明

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据えながら、学生が意欲をもって能動的に学ぶことが最も教育効果を高める、という考えのもとで編成している。本学の教育目的は、「芸術による社会への貢献」という大学の理念の下、変化する時代に対応し、次代をしなやかに切り開き、アートとデザインを通じて社会に新しい価値や視点を提供できる人材養成にある。これを実現するため、1 学科 5 領域を置き、2 年生から専門の 13 コースに分かれる。本学の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）については、以下のとおりである。

【教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）】

芸術学科のカリキュラムは造形基礎科目、造形専門科目、一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目、キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目、専門科目の 8 科目に分かれる。カリキュラムの根幹は造形教育を中心とした専門科目にある。1 年次においては学科で共通の造形演習と実習を行う。2 年次からは本学科の中核で造形分野を 5 領域、13 のモデルコースに分けてそれぞれ専門性を深めていく。ただし、一つのコースに限定するのではなく、学生個々の志向性に合わせ、他の領域、コースの専門実習も受講することもできるよう課程編成している。科目概要は以下の通りである。

（1）造形基礎科目、造形専門科目

必修科目で造形実習を学ぶにあたって、ものづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識を習得する。

（2）一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目

ものづくりにとどまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着ける。

（3）キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目

実社会での実践を通じて能力開発を行う。2 年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識等の知識を得、3 年次、4 年次ではプロジェクト等を通じて実社会を体験する。

（4）専門科目

専門科目は芸術学科に 5 つの領域を設け、各領域で芸術表現における目標設定を行っている。

1 年次においては全領域共通で演習・実習が行われ、平面、立体、メディア表現など様々な表現形態に触れ、造形表現の基本を徹底的に学んでいく。2 年次・3 年次は各領域に分かれ、領域内の共通科目と各コースに分かれた専門の演習・実習科目を履修し、専門性を追求していく。4 年次には各専任教員の個別指導となり、4 年間の集大成である卒業制作に向けての仕上げを行っていく。

b 自己評価

「芸術による社会への貢献」という本学の教育理念の下、教育課程の編成方針が明確化されていると判断する。

視点 2 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授の工夫・開発 (2-2-2)

a 事実の説明

芸術学部芸術学科は、1 学部 1 学科であることを最大限に生かし、総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザインの 5 つの領域で編成され、「学部共通基本科目」と学生が専攻する領域で学ぶ「専門科目」とに大別される。学部共通基本科目は、各領域が全学に提供する選択科目であり、原則として、在学中、学びたいときに自由に履修することができる。本学では卒業するまでの 4 年間で履修しなければならない、いわゆる選択科目を学部共通基本科目と呼び、人間学講座担当の教員がその科目群をバックアップしている。概ね 4 年間を通じて履修可能だが、1、2 年次で履修すべき基礎的な科目や 3、4 年次での履修が望ましい発展科目などがあり、それらはバランスよく科目・単位数が設定されている。学部共通科目は、次の通りである。

(1) 造形基本科目群（造形活動にかかわる専門家としての知識を深める科目群）

専門科目で造形演習・実習を学ぶにあたって、モノづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識の根源となるよう開設している科目である。造形基礎科目と造形専門科目とに分かれ、造形専門科目の中には芸術理解の基礎となる専門知識を深めるための日本美術史・西洋美術史・デザイン史・美学などの科目を設定している。造形基本科目の中には、絵画材料学・日本建築史・西洋建築史・舞台美術論など専門分野に磨きをかける科目を設置している。また、1、2 年次を対象にコンピュータ基礎演習の科目を設定し、初心者、初級、中級と振り分けたうえで授業展開を行っている。

(2) 教養科目群（学びの基礎・考え方の基礎・コミュニケーションを深める科目群）

モノづくりにととまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着けるために開設している科目である。具体的には、大学における学び方を知る「大学基礎科目」、哲学や心理学、文化史、社会学、自然学概論などの「一般教養科目」、英語を中心とした「語学教養科目」で構成されている。

(3) 社会実践科目群（社会への貢献を実現する科目群）

1 年次から 4 年間を通じて、学生一人ひとりのキャリアアップを支援する「キャリアデザイン科目」と本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を具現

化するための「造形プロデュース科目」を設置している。「造形プロデュース科目」は、実社会での実践を通して能力開発を行う科目が中心で、2 年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識などの知識を得る科目として、3 年次・4 年次では学外のプロジェクトを通して実社会を体験する科目となっている。

(4) 専門科目

専門科目は、各領域で芸術表現における目標設定を行ったうえで、必修科目として設定している。1 年次においては、全領域共通で演習・実習が行われ、平面・立体・メディア表現など様々な表現形態に触れ造形表現の基本を徹底的に学んでいく。2 年次、3 年次は各領域内の共通の科目と各コースに分かれた専門の演習・実習科目を履修し、専門性を追求していく。4 年次には、各専任教員の個別指導となり、4 年間の集大成である卒業制作に向けての仕上げを行う。

また本学では、モノづくりにおける専門家を徹底的に育てていく一方で、一つの表現の形だけを追求するのではなく、広くものづくりを学びたいというニーズが増えてきている現状を踏まえて、1 年次に「総合基礎演習 1・2」を開講している。これは各領域が提供する様々な基礎科目であり、選択に応じて自分の専門性を高めるとともに、他分野を学び幅広いスキルをつけることができる科目である。平成 24 (2012) 年度は、「総合基礎演習 1・2」としてキャラクターデザイン演習、油彩画入門、写真入門、染によるテキスタイルデザイン、グラフィックデザインの世界、水墨画入門など前後期合わせて 16 科目を開講した。また、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を実現するべく、実社会での実践を通して能力開発を行う「プロジェクト演習」「プロジェクト特別実習」の科目を開講している。その中で定期的に行われるものについては「プロジェクト演習」として、平成 24 (2012) 年度は大津曳山連盟公式キャラクター「ちま吉」プロジェクト、幼児教育と造形、おもちゃ作りワークショップなどの科目を開講した。本学が設置する附属研究機関である附属近江学研究所との連携による科目としては、「近江学 A」「近江学 B」「琵琶湖の民族史」といった講義科目を開講し、近江に根ざした造形教育の導入として位置づけ展開している。また、4 年次での集大成である卒業制作展をより質の高い展覧会にするため、3 年次の実習の集大成として学生全員が出品する進級制作展を開催している。これは、制作と展示を経ることで学生個々の作品制作の充実度が上がり、1 年後の卒業制作展に生かされている。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進める組織体制として、「教学委員会」はじめ「FD 委員会」を設置しており、それぞれ「教学委員会規程」「FD 委員会規程」でその任務等が定められている。これらの委員会は定期的に行われ、委員会での審議事項等は領域長会議、総合戦略会議を経て教授会で報告されており、組織的な体制は整備されている。

b 自己評価

本学の教育課程は学部共通基本科目が専門科目を補う構成となっており、体系的に編成されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

平成 22（2010）年度の芸術学部芸術学科への改組において、新たな科目の導入により、本学の教育課程及び教授方法は一層の充実が図られた。基本理念である「芸術による社会への貢献」に沿った人材を社会に送り出すことを目標とすることについては変わりなく、また完成年度である平成 25(2013)年度までは教育課程の編成は予定していないが、基本理念を更に徹底、深化させていくための教育課程の見直しは必要である。特に学生ニーズや社会的要請を反映するために、領域とコースについての積極的な見直しは必須であり、毎年度検討していく必要がある。また、授業の内容、それに適した教授法などは、常に改善が行われているが、それぞれの担当分野において行われているのみで、他の教職員に共有されていない場合が多い。教育の質の向上のため、このような情報は共有化する必要がある為、情報の明文化、共有化に向けた取り組みを行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-3 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実(2-3-1)

a 事実の説明

教職員共働による学生への支援では、教学を扱う教学委員会を中心とする委員会活動において、常に教員と職員による共働体制が生まれ、学生実態を把握するとともに学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。また、教授会の下部組織として構成されている各種委員会の構成員は、いずれの委員会も職員が構成員または事務担当として参画しており、ともに情報共有したうえで課題を明確にし、検討をすすめる体制も整備されている。入学時及び新学期時には、教学委員、各領域教員と職員が共働でガイダンスを実施している。新入生については、カリキュラムガイダンスにより専門科目の学修の進め方や選択科目の学修の進め方などを教員が担当し、学び方や科目紹介も含め説明をしている。また学生生活ガイダンス、教務ガイダンスなどは職員が担当し、学修システムや大学生活などについて説明・紹介を行っている。

学生の学修上の相談や悩みには、すべての専任教員が毎週 1 コマのオフィスアワーを設定して対応している。専任教員の場合は曜日、時間帯・メールアドレス、非常勤講師の場合は相談方法、相談可能時間、メールアドレスを成安手帖に明記し、全学生に配布している。

教育活動支援の TA の活用として、本学では文部科学省が定義する TA(Teaching Assistant)は、大学院を設置していないため配置していない。ただ、教員の教育研究活動をさらに厚く支援するために、平成 22(2010)年度より教務員制度を導入した。教務員は、殆どがその所属する領域の卒業生であり、学生の専門分野に必要な知識・技術面を身近な存在で気軽に相談できる人材であり、教育上重要な意味を持っている。また、教員の教育研究活動を支援するにも的確な人材である。教務員は、現在、各領域とラボに配属しているが、専門性を追求するコース編成の中でその専門性に配慮する必要性から、教務員の補助的業務を担う臨時職員として領域アシスタントを配置している。教務員と領域アシスタントは、日常的な教育補助業務を担うほか、大学行事、予算管理、授業準備、領域運営、機材・備品などを含む施設管理の補助をするほか、学生からの学習上の相談も行っている。

本学では学生の修学状況を把握する為に、授業開始後連続欠席している学生について、授業担当教員から学生支援部門に報告するよう依頼をしている。報告のあった学生に対しては、学生担当職員が学生に連絡を取り状況把握に努めるとともに、必要であれば面談を実施している。面談を通じて授業を欠席する要因を探り、学習環境を整えていく支援体制を相談している。学生の状況により、保健センター、学生相談室との連携を図るケースも

ある。

休学及び中途退学等の学籍異動を願い出る学生に対しては、十分な面談指導の時間を領域教員や学生支援担当職員と持つことを義務付け、安易な休学や退学を避けている。また、経済的理由や健康面での問題により、やむを得ない事情で退学をする学生に関しては、再入学できる制度を導入している。

留年者並びに復学者については、新学年が始まる前のガイダンスにおいて、特別履修相談日を設定し、教員と学生が単位修得状況の確認や今後の履修のすすめ方等、個々の学生の学びの流れを保障できるように個別面談を充実させている。

学習支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムは、小規模大学の利点をいかして、学生一人一人に細やかに対応できる体制を重視している。また、「授業アンケート」や「平成 23(2012)年度学生満足度アンケート」の結果に基づき、授業改善や学生対応等の改善にいかせるよう検討をすすめている。また、各領域担当教員、留学生支援担当教員、障がい学生支援担当教員を配置している。

b 自己評価

教学委員会を中心とし、教員と職員の協働体制が組み立てられており学生への学修及び授業への支援が整っていると判断する。また、教務員、アシスタントを適正に配置しており教育研究活動の支援体制も整備されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

教学委員会に関わる教職員の協働体制、また他の機関との連絡を密にし、学生の修学上の到達目標を達成できるよう、新たな取り組みを検討・実施し、よりきめ細かな対応をしていく。

オフィスアワーについては、成安手帖に明記はしているものの学生への周知が足りず、十分に活用されていない現状から、入学生及び在学生のガイダンス時並びに学内掲示等により周知を図っていく。教育活動の支援体制については、現在の教務員、アシスタント制度が教員の教育活動を支援するためにどのような形態がより望ましいのかを議論していく。本学では、学期半ばで履修を放棄する学生や休学・退学を願い出る学生が後を絶たない現状であるため、教員から報告のあった学生に対しては、その学生の状況に応じて学生支援部門担当職員が学生相談室とも連携を行いながら対応していくとともに、休・退学者を減らすべく関係部署との連携を強化し取り組んでいく。

また、学習支援に対する学生の意見等をくみ上げるシステムについては、今後の教育課程を検討する上で積極的に取り組む必要がある。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-4 を満たしている。

(2) 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用 (2-4-1)

a 事実の説明

単位認定、卒業認定等の基準については、「成安造形大学学則」に定められ、厳正に運用されている。

(1) 単位認定

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算することとしている。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 卒業研究の授業科目については、その学習の成果を評価して単位を与えることができる。

単位認定に必要な評価基準は、80～100 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」とする 4 段階評価をとっている。ただし、平成 24 (2012) 年度入学生からは、学生の学修成果をより厳密かつ公平に評価するため、90～100 点を「秀」、80～89 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」とする 5 段階評価を導入している。また、すべての授業科目の成績評価方法は、当該科目の到達目標や授業科目などとともに学修案内(シラバス)に明記しており、出席日数、学期末試験、課題提出、レポート提出などの結果を総合的にかつ厳正に判断して評価をしている。また、やむを得ない理由で単位の修得が困難であると科目担当者が判断し、保留該当試験を行なうことにより単位修得の可能性があると認められる場合には、保留該当として再度試験を受けることができる。なお、学修結果については年 2 回、学生と保護者に通知している。

(2) 既修得単位の認定

教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位及び学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。また、学生が入学する前に大学又は短期大学等に

において履修した授業科目について修得した単位も 60 単位を超えない範囲で入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。また、編入学者の単位認定は、編入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を 62 単位としている。

平成 24(2012)年度に履修規程を制定し、科目登録の上限を年間で原則 48 単位とし、各年次にわたり適切に授業科目を履修するよう指導している。また、GPA(Grade Point Average)を導入して学びの質を評価する指標を明確にできるようにし、給付奨学生の適正判断基準審査や外国人留学生の授業料減免に関する成績審査の資料等に利用している。

進級については、単位不足を理由に上位学年への進級を認めないという規則は設けておらず、1 年ごとに 1 学年ずつ自動的に進級することになる。ただし、専門科目で不合格になった場合には、上級学年に配当される専門科目の履修が認められないこともあり、事実上留年になることもある。卒業要件については学則に定められており、休学期間を除き本学に 4 年以上在籍し、「専門科目」で 64 単位、「学部共通基本科目」で 60 単位以上の 124 単位以上を修得することが要件となっている。なお卒業の認定は、教授会で厳正に審議し、学長が卒業を認定している。学位授与の方針については、本学のディプロマポリシーとして学修案内（シラバス）や web サイトなどで公表している。

b 自己評価

単位認定、卒業認定等の基準は明確に示されており、厳正に適用されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

GPA 制度については、現在、給付奨学生入試で入学してきた学生の 2 年次終了時の審査基準及び留学生授業料減免率の審査基準のみに利用している。今後は、平成 24(2012)年度入学生から 5 段階評価を実施するため、GPA の活用方法について教学委員会で検討を行い、一定の基準に満たない学生への履修指導、あるいは学業不振で成業の見込みのない学生への修学指導等にも利用し、学生の意欲向上に役立てていく。

2-5. キャリアガイダンス

(1) 自己判定

自己点検・評価項目 2-5 を満たしている。

(2) 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備 (2-5-1)

a 事実の説明

キャリアサポートセンター運営委員会を設置し、教授会の下で学生のキャリア向上のための施策を企画・立案し、実施している。事務局では学生支援部門にキャリアサポートセンター担当の職員を 5 名配置し、うち 1 名はキャリアカウンセラーの有資格者を配置している。また、運営委員や各領域長とキャリアサポートセンターの職員とが密に連携し、学生指導に当たっている。キャリアサポートセンターのサポート内容は、就職（進学）活動についての質問や相談、進路資料の閲覧・貸出、進路関係の授業運営、資格講座の実施、就職活動の指導としてエントリーシートの添削や模擬面接などの個人指導を行っている。

本学では、個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置付けている。3 年生に入って提出させる「進路希望・就職登録カード」を基礎データとして、各コースの担当教員が個人面談を行い所見記入する。その後、キャリアサポートセンターの職員が「進路希望・就職登録カード」をもとに個人面談を行うなど、学生個々の情報を教職員で共有化している。4 年生については就職希望の学生全員に対して電話による就職状況の確認を行い、助言を行っている。また今年度からは、スクール型式でガイダンスを実施せず、個人面談の予約、実施の形式をとり、個人指導をメインとして実施した。

1 年次から 3 年次まではガイダンス的なものはもたずに、単位を取得できる「キャリアデザイン科目」及び 3 年生後期で実施している（こちらは単位取得ができない）「就活サポート講座」の実施により学生の支援を行っている。「キャリアデザイン科目」である「キャリアデザイン特講 1・2・3」は 1 年次から各年次に配当されている選択科目ではあるが、時間割上、履修しやすい（他の科目を設けていない）時間帯に設定しており、表 2-5-1 のとおり、高い履修率を誇っている。1 年次から 3 年次まで連続してキャリアデザイン科目を設けることで、学生のキャリアアップの意識向上を図ることができている。

芸術大学においては学生自らが在学中の制作活動を記録したポートフォリオが就職活動において必修のものとなっている。そのため平成 22 年度より「キャリアデザイン演習 A」として「就職のためのポートフォリオ作成」を開講し、また筆記試験対策基礎編・応用編として「キャリアデザイン演習 B・C・D」を開講しており、表 2-5-1 のとおり、多くの学生が履修をしている。

インターンシップについては、本学では学生に早期に社会人感覚を身に付けさせ、実践的な能力を育成することを目的にインターンシップを推奨しており、企業側にとっても活動内容の積極的な広報の機会となっている。そのために「インターンシップ A・B・C」の科

目を開講し、事前・事後を含めて単位化している。インターンシップには、本学が独自に受け入れを依頼しているプログラムと「財団法人大学コンソーシアム京都」が行っているプログラムの 2 種類を提供している。平成 24(2012)年度の本学独自のプログラムには、12 社から受け入れ承諾があり、17 名の学生が参加した。また、「財団法人大学コンソーシアム京都」のプログラムには、16 社の企業に学生 20 名が参加した。これ以外に、自主的に調査・交渉しインターンシップに参加した学生が 1 名いた。

3 年生を対象とした就活サポート講座については、主に学生支援部門のキャリアサポートセンター職員が企画・運営し、3 年生後半時にかけて講座を実施している。このプログラムは早い段階で就職意識を高めさせ積極的に活動することを意識づけさせるためのものであり、表 2-5-2 の通りの参加者があった。

また今年度から就職活動について意識の高い学生を集めた「就職塾」、夜間に数名の学生に対してより実践的な指導を行う「就活体験ミニ講座」を立ち上げた。これらについても学生支援部門のキャリアサポートセンター職員が企画・運営し、上位層の育成や無関心層の掘り起こしなどができた。

表 2-5-1 キャリアデザイン科目

単位：人、%

科目	単位 取得者数	履修者数	合格率
キャリアデザイン特講 1	180	198	92
キャリアデザイン特講 2	149	178	84
キャリアデザイン特講 3	123	159	82
インターンシップ A/B/C	37	37	100
キャリアデザイン演習 A (就職のためのポートフォリオ作成)	68	80	85
キャリアデザイン演習 B (筆記試験対策応用編 1)	72	83	82
キャリアデザイン演習 C (筆記試験対策応用編 2)	40	56	71
キャリアデザイン演習 D (筆記試験対策応用編 3)	34	72	47

表 2-5-2 就活サポート講座 (対象 3 年生)

単位：人

科目	参加者数	申込者数
就職のためのメイキング講座	66	71
初級メイク講座	30	38
エントリーシート実践講座	64	69
グループディスカッション講座	33	43
就職筆記対策講座 1	49	62
就職筆記対策講座 2	52	70
就職筆記対策講座 3	51	68

b 自己評価

本学では個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置付けしながら、教育課程内の「キ

キャリアデザイン科目」をはじめ、就職ガイダンス、就活サポート講座を通じて社会的・職業的自立に関する指導等を行う体制が整備されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

学生の就職内定率向上はもちろんのこと、学生一人ひとりが社会的な自立を目指し、キャリア構築に取り組む姿勢づくりと結果を目指すことができるよう、学内サポート体制の強化と講座等の充実を図っていく。具体的には、以下の項目等があげられる。

- (1) さらなる共有化のための教職員体制の検討
- (2) 学生のスキルアップフォロー（サポート講座などの内容や実施時期の再検討）
- (3) 採用時期変更によるカリキュラムスケジュールの再構築

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-6 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 (2-6-1)

a 事実の説明

教育目的の達成状況の点検・評価方法として「卒業制作展」をはじめ各種教育行事が機能している。「卒業制作展」は、4年間の学習の集大成であり卒業制作を学内外に公表する場であり、毎年1月下旬から2月上旬に全卒業生の作品等を京都市美術館で展示している。平成24(2012)年度は卒業生182名の作品等を京都市美術館で展示を行い、広く学内外にその成果を示している。また、3年次を対象とした「進級制作展」も同時に開催し、4年次へ進級する段階での個人の達成状況の確認を行っている。「進級制作展」は同じ京都市美術館で開催するが、一部のクラスは時期を少しずらし津市歴史博物館において開催している。卒業制作展・進級制作展の会期中の多数の来場者の評価は、教員はもとより学生にとって達成状況の点検・評価の最も大きな機会となっている。また、「卒業制作展作品集」を作成し、広く学生の作品とその達成状況を示している。

学生の学習状況の把握については、各科目担当者が授業アンケートやブリーフレポート、合評等を通じて到達目標への到達度をはかっている。

教員免許・学芸員の資格課程については、毎年度末にその資格課程科目の修得状況を把握し、単位修得状況が悪い学生には指導するよう取り組んでおり、最終学年の卒業判定の教授会において確認を行っている。

学生の就職状況の調査については、「進路希望・就職登録カード」の提出を3年次の学生全員に義務付けており、個々の希望進路の把握に努めている。「進路希望・就職登録カード」には教員所見欄があり、必ず教員が所見を記入するとともに教員自身はその学生の希望進路について把握するよう取り組んでいる。提出しない学生については、学生支援部門のキャリアサポート担当職員が学生を呼び出し、面談を実施している。企業へのアンケートは、組織的な取り組みを行っていないが、担当職員が個々にヒアリングを実施し把握に努めている。キャリアサポートセンター運営委員会委員長からは教授会において4年次の就職状況の報告並びに3年次のキャリアサポートプログラムなどの参加状況が随時報告されており、全教員への周知を図っている。学生の意識調査は、平成23(2011)年度に「学生満足度調査」を実施。学生が本学に対しどのようなイメージを持っているのか。施設に関しどのような要望を持っているのか、多様な項目を設定し実施した。

b 自己評価

卒業制作、進級制作を広く学内外にその成果を示すことにより、達成状況の確認を行っている。また、進路希望・就職登録カードにより個々の希望進路の把握を行うなど、教育

目的の達成状況の点検・評価は適切に機能していると判断する。

視点 2 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック (2-6-2)

a 事実の説明

本学の教育内容・方法及び学習指導等の点検・結果のフィードバックについては、FD委員会が中心となって取り組んでいる。本学は、平成 22(2010)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受けた。自己点検評価書の作成段階で、今後改善が必要とした事項並びに評価結果において指摘された参考意見等、教員はそれらの評価結果等を資料として活用する一方、教育方法の改善点としてシラバスの充実、教育方法及び成果を検証するための学生実態に関する勉強会の開催等を実施し、検討をすすめている。

また学生の修学意欲の向上を促すため「学生表彰規程」を設け、学習成果が社会で認められた者に対し表彰を行い、効果をあげている。卒業制作においては、クラスごとに「優秀賞」「奨励賞」「佳作」を決定し、学修到達状況を評価するとともに卒業式において表彰している。

b 自己評価

点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできているかについては、全学的な共通認識不足とフィードバックまでの過程が構築されておらず改善が必要と判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的の達成状況の点検・評価については、これまで FD 委員会が主となり、平成 22(2010)年度以降、「授業評価アンケート」の実施を行ってきたが、作品制作が主となることや少人数クラスが多いことから一部の初年次導入科目については、科目開設目的と学習効果に関する把握ができたが、全学的な取り組みには至っていない。今後、平成 23(2011)年度に実施した「学生満足度調査」を定期的の実施するとともに、他の調査方法（就職先企業からの評価など）を加えながら、教育目的達成状況の点検・評価を強化し、その分析結果を適切に教職員及び学生へフィードバックしていくよう取り組んでいく。

2-7. 学生サービス

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-7 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 学生生活の安定のための支援 (2-7-1)

a 事実の説明

学生生活安定のための支援組織として、教学委員会及び学生支援部門、学生相談室、保健センターを設置し、それぞれが連携をとりながら学生サービス向上に努めている。教学委員会は、「成安造形大学教学委員会規程」においてその目的を「教学に関しその実施の円滑な運営を図ること」としており、教学委員長、学長が指名した委員、学生支援部門主査を構成員としている。学生支援部門教務担当は修学上の事案（教育課程、授業計画、学籍の異動、成績など）、学生支援部門学生担当は学生生活上の事案（生活指導、福利厚生、課外活動、奨学金など）の業務を行っている。

学生の日常的な健康管理については、学生支援部門学生担当の職員と看護師 1 名が保健センターで対応し、異常な兆候があれば関係医療機関を紹介して受診を勧め、その結果を必ず報告させ状況を把握するとともに、必要に応じて保護者に連絡し今後の対応について協議を行っている。また、毎年 3 月に（新入生は 4 月）に定期健康診断を実施し、その診断結果をもとに個人指導を含め、適切に対応をしている。メンタルケアやカウンセリングについては、学生相談室を設置し、1 名の専任教員、2 名の非常勤相談員（カウンセラー）が週 5 日の予約制で実施している。平成 24(2012)年度の学生相談室の相談件数・相談内容は表 2-7-1 のとおりである。平成 24(2012)年度からは、多様な学生が入学している状況から、学生相談室の近くにフリールームを設置した。これは学生個人が一人になって落ち着けるスペースを設けるために設置したもので、この 1 年間で延べ 761 名の学生が利用した。またこうした状況の中、本年度からは学生の個別情報を共有化していくため、パソコン端末による学生カルテを構築し、学生指導等に利用している。

学生の経済的支援については、「成安造形大学学内奨学金規程」により、平成 24(2012)年度は 20 名の学生に対して年間 14 万円から 40 万円の奨学金を貸与している。「成安造形大学同窓会奨学基金貸与規程」は、2 年生以上の在 student で 100 万円を上限とした制度で、平成 24(2012)年度は 5 名、総額 379 万 8,000 円の貸与を行っている。また、私費外国人留学生の経済的負担を軽減するため「成安造形大学私費外国人留学生授業料減免規程」を設け、成績と経済的な状況を選考の判断とし、平成 24(2012)年度は 14 名の 50% 減免者、10 名の 30% 減免者を決定している。その他にも急病などの不測の事態により当座の出費に窮した場合に貸し付ける「短期貸付金制度」や、やむを得ない事由で学費の支払いが困難になった場合の措置として、「学費延納・分納」制度も設けている。

ハラスメントの対応については、「学校法人京都成安学園セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程」により定められており、6 名の役員・教職員で構成されるハラスメ

ント対策委員会を設置し、ハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、教員及び職員による 6 名のセクシャル・ハラスメント等相談員を配置している。ハラスメントについては、本学ホームページ、成安手帖により各種ハラスメントの事例を挙げたうえで、注意喚起を促すとともに相談員の連絡先を公表している。

学生の課外活動の支援については、主に学生支援部門学生担当が、学生全員が会員となっている「学生会」に対し助言・指導することにより行っている。学生会は、学生生活の向上、学生同士の交流促進のため新入生歓迎会や夏祭り（成安音頭）、大学祭（響心祭）、クリスマスパーティーなどの各種イベントを実施している。学生のクラブ・サークル活動については、平成 24(2012)年 3 月現在、18 団体に延べ 259 名が所属しており、専任の教職員が顧問となり活動をサポートしている。また、「学内表彰制度」を設け、制作・研究活動や課外活動において特に顕著のあった個人・団体に対してその功績を称え表彰している。本学学生の保護者の組織である「成安造形大学教育後援会」が「グループ展支援」として、2 人以上の学生がグループ展を開催する場合にその経費の一部を補助している。

学生生活安定のための支援として、学生支援部門では、平成 22(2010)年度から「3S+S」のスローガンを継続している。これは Service（学生サービス）Safety（事故防止、健康管理）Support（学修・生活支援）の 3S を重点課題として、これらについて System を構築していくことを目指し取り組んでいる。

平成 24(2012)年度からは休退学対応学生支援会議を設置、FD 委員会と共催で教職員の勉強会などを実施した。教員が学生を演じるなどのロールプレイングを実施、そうした学生の初期対応などを実践、考察し、その後意見交換なども行った。また、前に記載した学生情報を共有化するための個人カルテ情報の利用やフリールームの設置などを行った。

留学生対応については、国際交流室を平成 24(2012)年度から設置。在籍留学生に対し、毎月在籍確認の面談を実施するなど学生指導を行っている。

2 年目となった学習支援プログラム（1 年生を中心とした学習支援が必要な学生のための正課外プログラム）については、これまでのデッサンや国語、数学などの基礎力の充実以外に、留学のための英語講座を追加した。

平成 24(2012)年度は、その他に自転車通学者に対する賠償保険加入の義務化、施設使用についての簡略化、親睦・交流会許可基準の見直し（時間延長など）、貸し出し備品の追加（スポーツ用品など）、保健センターのベッド増床なども行い、システム化をすすめてきた。

表 2-7-1 平成 24(2012)年度 学生相談室の相談件数・相談内容

【来談学生 36 名（うち保護者 1 名）、延べ総面接回数 470 回】

①利用回数別人数

単位：人

0～1 回	2～5 回	6～10 回	11～20 回	21 回以上
6	7	5	7	11

②主訴別分類

単位：人

修学	進路	友人	家族	性格	症状	引継
14	6	4	3	5	3	1

③領域別人数

単位:人

総合	イラストレーション	美術	メディアデザイン	空間デザイン
5	32	6	8	3

b 自己評価

学生支援部門、学生相談室、保健センターにより学修指導、生活指導など学生サービス向上に向け取り組んでおり、学生生活安定のための支援は適切に実施されていると判断する。また、学生の経済的支援においても多様な奨学金制度を設けており、経済的支援の体制も整備されていると判断する。

視点 2 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用 (2-7-2)**a 事実の説明**

学生からの意見・要望は直接教職員が聞き取る場合と、学生会を通じて聞き取る場合とがある。大学の web サイトの「在学生の方へ」のページには各担当部署のメールアドレスが掲載されており、学生が学生生活に関する意見・質問ができるシステムとなっている。また平成 24(2012)年度も学長が定期的に学生会やクラブの代表者と意見徴収する機会を設けた。個別では、必要に応じて学生支援部門学生担当の職員が面談を行っている。留学生に対しては、毎年 6 月頃に「留学生懇親会」を開催し、学長を交えて意見交換できる機会を設けている。

学生会が会員である全学生にアンケートなどを取り、大学への意見・要望を取りまとめ、定期的に学生支援部門学生担当の職員と話し合う機会を設けている。

これら分析・検討の結果として、トイレの改善、学生ホールのパン・菓子自販機設置、スクールバス時刻の再編などを行った。また、次年度行う大学開学 20 周年記念行事についても学生アンケートなどを実施し、内容を決定していく予定である。

b 自己評価

学生の意見・要望は学生会を通じて取りまとめ、学生支援部門学生担当の職員との対話のもと、分析・検討する仕組みがあり、有効に機能していると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

学生生活をより充実したものとするため、また学生が主体的に活動できる環境について検討を行い、学生のニーズに合致した適切な支援を行っていく。学生生活全般に関する学生の意見・要望については、「学生会」を中心とした学生団体の意見を汲み上げる仕組みを構築していく。ただ、学生個々のニーズや要望に関しては十分に把握していくことが難しいため、定期的に学生満足度調査を実施し、結果を分析・検証して、より多くの学生の個々の意見・要望に応える取り組みを行っていく。学生の経済的支援については、経済的に修学困難な学生が増加する傾向にあるため、現在ある奨学金制度をより一層充実したものにしよう検討する。留学生支援については、留学生と日本人学生のシェアハウスの設置や日本人学生のサポート体制構築を図っていくなど、全学的な支援体制を強化していく。

2-8. 教員の配置・職能開発等

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-8 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 (2-8-1)

a 事実の説明

平成 24(2012)年度の教員の現員数は表 2-8-1 のとおりであり、本学は、大学設置基準に定められた専任教員数及び教授数を満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の配置を行っている。

教員構成を人数で見ると、兼任教員(非常勤講師)の割合は 73.3%であるが、これは美術・デザイン分野が刻々と変化していく中で、専門性を重視しながら学生のニーズに応え、教育効果を高めるうえで必要だと判断している。

表 2-8-1 教職員構成（平成 24(2012)年 5 月 1 日現在）

①教員数

単位：人

教授	准教授	講師	助教	専任計	兼任講師
14	20	4	1	39	107

②教員の年齢・男女別構成

単位：人

年齢	教授		准教授		講師		助教	
	男	女	男	女	男	女	男	女
26 歳 ～ 30 歳								
31 歳 ～ 35 歳					1			
36 歳 ～ 40 歳			1		2	1	1	
41 歳 ～ 45 歳			2	1				
46 歳 ～ 50 歳	1		2	4				
51 歳 ～ 55 歳	5		6	2				
56 歳 ～ 60 歳	1			1				
61 歳 ～ 65 歳	6	1	1					
計	13	1	12	8	3	1	1	

③教員男女比

単位：人

専任教員		兼任教員		合計	
男	女	男	女	男	女
29	10	70	37	99	47

④ 事務職員数 単位：人

専任事務職員	非常勤職員	合計
62	33	95

b 自己評価

大学設置基準第 13 条を遵守し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている」と判断する。

視点 2 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み (2-8-2)**a 事実の説明**

教員の採用・昇任については、「成安造形大学教員採用・昇任規程」において選考の基準、各職位の資格基準などを定め、教員構成の年齢的バランスに配慮し、また教育の現場である領域の意向を十分に尊重しながら、人事委員会において教員の最終学歴と学位、経歴、研究業績、教育業績、社会貢献などの審査を通じて判定されることになっている。人事委員会の判定結果は、人事教授会（成安造形大学教授会規程第 4 条に基づく）の承認を得るとともに、理事会において決定されることになる。教員評価については、教員による自己点検・評価が挙げられる。これは平成 23(2011)年度より実施したもので、授業、研究、校務などについて専任教員が自己点検し、担当する委員会の公務遂行状況などを委員長が評価、募集活動への参加状況などを入学センター長が評価をしたうえで、領域長、学長補佐が 1 次評価を行い、学長が最終評価を実施する。その評価結果を踏まえ、学長がすべての専任教員と個別面談を実施し、教員個々の大学教育に対する考え方や実際の教育研究活動状況の把握に努め、資質・能力向上の助言を行っている。

FD 活動については、平成 22(2011)年度より従来の「自己点検・FD 委員会」を「自己点検評価委員会」と「FD 委員会」に委員会機能を分化し、組織的に FD 全般に取り組む体制を整え、教学委員会との連携を図りながら教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している。平成 24(2012)年度は、「授業運営アンケート」、「高等学校における美術教育の実施状況アンケート」、「学内教員研修会」を実施した。「授業運営アンケート」は、専任教員を対象に学生への対応、合評方法など授業を運営する上での状況調査を目的に実施し、39 名の教員に依頼し 33 名（回答率 85%）より回答を得た。「高等学校における美術教育の実施状況アンケート」は、学生の学修環境整備のため高等学校での教育課程や教材題材の取組状況を調査する目的で実施し、入学実績のある 455 校に依頼し、105 校（回答率 23%）より回答を得た。アンケート結果は全教職員にフィードバックするとともに、教職員 37 名が参加した「学内研修会」において、このアンケート結果を踏まえて議論を交わした。

b 自己評価

教員の採用・昇任は、「成安造形大学教員採用・昇任規程」に基づき厳格に実施されている。また、FD 委員会と教学委員会が連携しながら教員の資質・能力向上への取組が行

われていると判断する。

視点 3 教養教育実施のための体制の整備 (2-8-3)

a 事実の説明

本学の教養教育の主体は、「芸術の基本は人間そのものにある」との観点から、「人間学講座」と称し、その教員組織を設け、常にその在り方などについて検討している。この「人間学講座」を本学の教育課程の大きな柱の一つとして、教養教育の充実を図るとともに、各領域で学ぶ学生をより深化・発展させるためのサポートを中心に、デザイン・美術の各個別分野を有機的につなぐ基礎的な学問領域として位置付けている。社会の動向や学生のニーズは様々に変化しており、これらに合わせたカリキュラムの構成・科目設定の見直しや授業方法の改善が必要である。そのために本学では、学生が自らの将来像を現実近づけるためのキャリア支援科目と大学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を実現させるための造形プロデュース科目を導入している。

b 自己評価

人間学講座に所属する教員を中心に教養教育の充実を図るとともに、専門分野へ学生を導いていく体制が整備されていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

教育課程を遂行するために必要な教員は確保されており、適切に配置されているが、今後は開学以来改善を重ねてきた教育内容を引き続き継承・発展させていく上で、カリキュラムとの整合性や教員の専門分野と年齢構成、職位のバランス及び今後の芸術学部の将来計画など、多面的な視点からより有能で優れた教員を中長期的な計画に基づいて採用していく。教員採用においては、必要とする専門分野の研究能力だけでなく、学生への教育指導力、社会的活動などに注視した総合的な判断の下採用していく。教員の資質・能力向上のためには、現在実施している教員の「自己点検・評価」の仕組みをより分かり易く、また細分化するとともに、FD委員会による研修を更に積極的に展開する。

2-9. 教育環境の整備

【1】自己判定

自己点検・評価項目 2-9 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 (2-9-1)

a 事実の説明

校地・校舎および施設・設備・設備等の教育環境については、それぞれに設定された基準を十分満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。

(1) 校地・校舎

本学キャンパスは琵琶湖と比叡山に囲まれた緑豊かで自然に恵まれた地に設置されている。校地・校舎の現況は表 2-9-1 のとおりであり、大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

表 2-9-1 校地・校舎の面積

単位：m²

区分	収容 定員	校 地			校 舎		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
成安造形大学	990 名	9,900	52,819	42,919	9,425	14,242	4,817

注 1. 基準校地面積【大学設置基準第 37 条】 収容定員 990×10 m² = 9,900 m²

注 2. 基準校舎面積【大学設置基準第 37 条の 2】(収容定員 990-800) ×3,140÷400 + 7933 = 9,425

(2) 附属図書館

附属図書館は、学生の制作や学習補助のため、総合（一般）、美術、イラストレーション、空間デザイン、メディアデザイン関連の図書や雑誌、視聴覚資料などを所蔵しており、閲覧室にある資料は自由に手に取って試みることが出来る。所蔵資料は、館内に設置してある検索用のパソコンや、ネットからも検索することが出来る。課題の調べものはもとより、制作のヒントや論文作成・研究など、学生の様々なニーズに応えられるよう、また「感性としての造形」から「知性としての造形」へと学生を導くよう蔵書を揃えている。図書館の開館時間は表 2-9-2 のとおりである。

表 2-9-2 附属図書館の開館時間

	開館時間	
附属図書館	月～金曜日 10:15 ～ 20:00	土曜日 10:15 ～ 17:45

(3) 情報メディアセンター

情報メディアセンターは、コンピュータやカメラなどのメディア機器を使用しておこなわれる授業をはじめ、学生・教職員の制作や研究を、機材・施設・技術面からの支援を行っている。機材貸出や施設使用の手続などの窓口業務のほか、それらの日常的なメンテナンスもおこなっている。また、写真・映像・DTP・ネットワークといった各メディアに詳しい専門スタッフを配置し、技術的な質問や機材のトラブルなどにも対応している。こうして、学内の機材・施設の管理を一元化することから、それらを効率的に活用できるような環境整備をし、その一方で蓄積したノウハウを学内の様々な研究・発表活動のサポートにも活かしている。また情報メディアセンター独自の活動として、メディアやアートを軸にした多様な講演会、展覧会などの企画・制作も行っている。情報メディアセンターが管理する施設の中で、学生が自由に使える施設と機材として表 2-9-3 がある。

表 2-9-3 自由に使える施設と機材

単位：台

施設名	機材名	数量
コンピュータルーム A	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	35
	A4 スキャナ	18
	PostScript モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
コンピュータルーム B	Windows<7>コンピュータ	30
	A4 スキャナ	9
	モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
コンピュータルーム C	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	22
	A4 スキャナ	11
	A3 スキャナ	1
	フィルムスキャナ	1
	PostScript モノクロレーザープリンタ	2
	カラーインクジェットプリンタ	1
インターネットカフェ	Macintosh<OS10.6>コンピュータ	4
	Windows<7>コンピュータ	6
	モノクロレーザープリンタ	1

また、本学はライセンス制度を導入しており、情報メディアセンターが各コースの機材・施設を集中管理し、ライセンス制度に基づいた貸出をおこなうことにより、他コースの所有であってもライセンスを取得すれば自分の制作に必要な機材・施設が使用することができる。ライセンスは次の 2 つに大別される。

①全学共通の F ライセンス (ファーストライセンス)

F ライセンスには、「機材 F ライセンス」「大型出力 F ライセンス」「白スタジオ F ライ

イセンス」「ブロードキャスティングスタジオ F ライセンス」があり、いずれも情報メディアセンター主催の講習会を受講することで取得できる。

②コース固有の各種専門ライセンス

コース固有の各種専門ライセンスは、写真や映像など各専門コースが個別に所有し、情報メディアセンターに管理が委託されている機材・施設を使うためのライセンスであり、A・B・Cのランクがあり、所定の授業を受けることで段階を追って取得することができる。

情報メディアセンターの開館時間は、表 2-9-4 のとおりである。なお、前後期各期末 2 週間は表の限りでなく、平日 9:30～19:00、土曜日 9:30～17:00 で開館している。

表 2-9-4 情報メディアセンター開館時間

	開館時間
情報メディアセンター	月～金曜日 11:30 ～ 19:00

（４）造形センター

平成 22(2010)年度より、全領域の学生が利用できる「造形センター」を設置した。ここには、鉄工ラボ、版画ラボ、造形ラボの 3 つのラボがある。鉄工ラボは、金属加工に特化した実習施設であり、ライセンス講習を受講すれば全学生が利用できる。彫刻作品やオブジェの制作はもちろんのこと、家具や照明器具、ロートアイアン、工芸雑貨の制作など利用目的は様々であり、安全管理から授業のサポート、個別の指導まで、総合的な技術サポートを行っている。版画ラボは、版画教育、印刷実習の場として活用されている施設である。木版画、銅版画、リストグラス、シルクスクリーンといった 4 版種の研究とともに、印刷メディアに関する研究施設としての役割を担っている。授業でライセンスを取得すれば、授業外でも使用は可能である。また、高大連携の授業や市民講座の版画実習の場としても活用されている。造形ラボは、木工・樹脂・塗装の作業をおこなうための施設である。常駐する技術スタッフの指導と安全管理の下、課題制作や自主制作でも積極的に活用されている。

（５）室内施設

成安体育館を設置し、授業時以外は午前 9 時から午後 10 時まで使用が可能であり、クラブ・サークル活動にも積極的に利用がされている（日曜・祝日は午後 6 時まで）。

（６）食堂・購買

学内食堂、購買部を設置し、学生の生活面での支援を行っている。学内食堂は、約 200 人が同時に食事を楽しむスペースを確保している。営業時間は、午前 10 時から午後 7 時（土曜日は午後 3 時まで）までで、授業終了後も利用することができる。購買部では、制作に必要な教材・教具等が市価より安く購入できるとともに、軽食も販売している。本学グラウンド南側にあるカフェテリア「結」は、平成 16(2004)年に建築から内装まで本学の学

生が主体となって、セルフビルド（自力建設）で完成させたカフェテリアであり、広く一般にも開放されており、学生や教職員、地域の方たちの憩いの場となっている。

バリアフリーについては、一部スロープの設置を行っているが、教育研究施設の安全な環境維持の観点から本学の施設改修計画の中で段階的に取り組んでいく。建物の耐震性については、現在の耐震基準に適合しており問題はない。施設・設備に関する学生からの意見等を反映させる仕組みとして、学生満足度調査がある。平成 23(2011)年度実施の調査では、図書館の開館時間に対する意見が多かったことにより、平成 24(2012)年度より閉館時間を現状の午後 7 時から午後 8 時に延長した。

b 自己評価

大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、施設・設備の安全性・利便性については、「建築基準法」「消防法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき維持、運用、管理を行っている。また附置する施設については、それぞれが学生の制作や学習補助のための環境を整備し、適切に運営・管理されていると判断する。

視点 2 授業を行う学生数の適切な管理 (2-9-2)

a 事実の説明

質の高い少人数教育を行う本学では、適正な規模で授業運営を行っている。特に、本学は演習・実習科目において受講者の多い場合は、クラス分割を行っている。講義科目において受講者が多い場合は、クラス分割を行うか、上級生を優先して履修登録をした上で下級生は抽選により履修登録を行っている。また、主に新生を対象としたコンピュータ基礎演習は、入学時にコンピュータスキルに係るアンケートを実施し、初心者、初級・中級とに区分し少人数教育を行っている。

b 自己評価

授業を行ううえで適正な学生数の管理がされていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積は、十分な広さを確保しており、今後大学の定員増が計画されても、学生 1 人あたりの基準面積に不足が生じることはないと考え。ただ、一部校舎では建築後 20 年を迎える建物もあり、設備を含め不具合が生じる場合は、学生の健全な教育環境を保持するため、適時対応をしていく。また、大掛かりな改修等が必要になる場合は、理事会の承認のもと合理的かつ計画的に整備を進めていく。情報関連設備については、既存のコンピュータの効率的な運用方法を検討していくとともに、設備計画の下、適時入替等を行っていく。施設設備の安全性については、日々点検を行っているが、今後もきめ細かな点検が必要と考える。

授業をおこなう学生数に関しては、教育的効果に配慮した学生数となっている。今後は現状を維持しつつも、より一層効果的な学修という観点から授業の適正人数を検討・調整し、教育効果を高めていきたい。

【学修と教授の自己評価】

本学は、「芸術による社会への貢献」という基本理念の下、定められた教育の目的を達成すべく、「3つの方針（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）」を明確にし、充実した学生生活、時代のニーズに応えられる教育内容を確保している。

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据えながら、学生が意欲をもって能動的に学ぶことができるカリキュラム編成となっている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則によりその基準を明らかにし、厳正に適用している。

就職支援に関しては、キャリアサポートセンター運営委員会を軸に、学生支援部門キャリアサポートセンター担当職員が中心となって行っており、ガイダンスや個別面接、学内企業説明会などを開催している。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は、卒業制作展などの学外で開催する事業により外部評価を得ている。また、教員は「授業アンケート」等の調査結果によりフィードバックされた内容を活用し、シラバスに反映させ、授業方法を含めて学修指導等の改善に取り組んでいる。

学生生活の安定のための支援として、教学委員会、学生支援部門、学生相談室、保健センター等が組織されている。

本学は、大学設置基準を上回る教員数を配置している。また教員の採用・昇任については、規程に即して厳正に運用されている。

FD 活動については、毎年、年間計画を立て、教員の資質・能力向上に向けた取り組みを計画・実行している。

以上のことから、本学は教育面、学生生活面において総合的で適正な学修・育成を行っている。ただし、教育の質の向上を図り、学生の満足度向上と社会のニーズに合った教育研究を継続していくためには、大学全体として組織的な PDCA サイクル体制の構築が不可欠であり、早急に検討をして行く必要がある。

3. 経営・管理と財務

3-1. 経営の規律と誠実性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-1 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 経営の規律と誠実性の維持の表明（3-1-1）

a 事実の説明

（1）本法人の目的と法令遵守

成安造形大学の設置者である学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）は、「学校法人京都成安学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とし、その目的を明確にしている。本法人の経営は、教育基本法及び学校教育法、ならびに関連法令を遵守し、法令の趣旨に従って経営されている。

（2）諸規程、組織の整備

本法人は、「学校法人京都成安学園理事会運営規程」において、理事会における決議方法、付議事項など理事会運営に関わる事項を規定しているほか、「学校法人京都成安学園管理運営規程」においては、管理運営の根拠、経営ならびに管理運営の根本となる諸規程の管理や組織、職位等について規定、経営や学校運営の規律性の維持に努めている。

一方、法人の経営や設置校の運営に係る次の重要事項は、寄附行為によって予め評議員会に諮問して意見を聴くこととしており、その経営や運営の客観性の維持も図っている。

①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ②事業計画 ③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ④寄附行為の変更 ⑤合併 ⑥目的たる事業の成功の不能による解散 ⑦寄附金品の募集に関する事項 ⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（3）建学の精神、校訓と大学の基本理念（教育理念）

本法人の建学の精神「成安」、本法人の校訓「誠と熱」、そして本学の基本理念（教育理念）である「芸術による社会への貢献」を尊重し、私立学校としての自主性、自立性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

（４）監事による監査

このような法人ならびに設置校の経営や運営をチェックするため監事 2 名（うち 1 名は常勤）を置き、月例で業務監査を行うなど、規律性の維持に努めている。

b 自己評価

本法人は、教育基本法をはじめとする法令の尊重・遵守は当然のことであるが、学園としては、「建学の精神」、「校訓」によって学園の基本的な方針が定められているとともに、大学としては「基本理念（教育理念）」を明確に位置付けることによって私立学校としての自主性、自立性を確立している。また、教育機関に求められる公共性を高めるための諸規程ならびに組織体制を構築している。従って、経営の規律と誠実性は維持されているものと判断している。

視点 2 使命・目的の実現への継続的努力（3-1-2）

a 事実の説明

本法人は、「寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としている。また、本学は、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。本法人ならびに本学では、その実現のために組織や組織規律、経営基本理念の明確化、危機管理体制等の整備を行うとともに、法人全体の中長期経営計画を策定している。

（１）組織

本法人は、「寄附行為」第 16 条において、「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され本法人の最高意思決定機関として位置付けられている理事会ならびにその諮問機関としての評議員会を設置している。

従来は、理事会のもとに法人事務局を設置して管理運営を行ってきたが、現在は、大学事務局の総務部門が、法人全体の総務、労務、経理、施設管理、企画調整等に関する業務を担っている。

（２）組織規律

経営の規律・誠実性の根本となる職員（教員、事務職員の総称。以下同じ。）の規律性の維持に関しては、「職員行動規範」を作成し、主として次のような事項を明確にしてその遵守を全構成員に求めている。

- | |
|---|
| ①サービス心得 ②セクシャル・ハラスメント防止 ③コンプライアンス ④公的研究費の管理・監査 ⑤研究活動行動規範 ⑥公的研究費の管理体制 ⑦公的研究費の不正使用の防止 |
|---|

とくにサービス心得においては、「学校法人京都成安学園就業規則（以下、「就業規則」という。）」を改めて提示し、「職員は学園の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、

この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない」（「就業規則」第 3 条）こと、「職員は、その職務遂行のため、自発的研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け資質の向上に努めなければならない」（「就業規則」第 4 条）、こと、「職員は、学園の施設、設備、備品尾及び図書等を大切に取扱い、諸資材・消耗品及び経費の節約に努めなければならない」（「就業規則」第 6 条）こととし、職務を遂行する上での基本的姿勢を明示している。

（３）経営基本理念

本法人の経営基本理念は、建学の精神を踏まえて、平成 16(2004)年に次の 6 項目を経営基本理念として掲げ、共有することになっている。

- ①自立 自立の精神を涵養する
- ②思いやり 相手の立場を思いやる
- ③個性 個性を尊重する
- ④創造性 創造の精神を高める
- ⑤挑戦 新しいことに挑戦する
- ⑥生き甲斐 使命を全うすることを生き甲斐とする

（４）危機管理

本学では、全学的な危機管理体制を整備すること、対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じること、職員の危機管理意識を向上するため教育・訓練を実施すること、危機管理に対する活動状況や結果を点検し見直す仕組みを構築することを危機管理の基本方針としている。

その上で、職員、学生及び学園資産等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」を作成している。

このマニュアルにおいて、危機を一般的な事象・状態によって、①自然災害、②重大事故、③重大事件等、④健康機器、⑤施設内での災害・事故等、⑥海外における次県・事故の 6 つに分類。更に、形態的に、①運営リスク、②法規上のリスク、③財務的リスク、④名声に関わるリスク、⑤科学技術上のリスクの 5 つに分類して、それぞれについて危機管理対応を定めている。

また、本学では、このマニュアルに基づいて、危機管理委員会を設置し、情報収集、分析、防止等について検討している。

（５）中長期経営計画

本法人では、平成 23(2011)年度に平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間の経営計画「第 1 次経営計画」を策定、毎年度進捗状況の確認と定期的な計画の見直しを行い、計画最終年度である平成 32(2020)年度に学園創立 100 周年を迎える本法人が、「新しい名門」として社会的な認知を得ることができるよう、そのための諸施策について提示している。

b 自己評価

本法人ならびに本学では、組織体制を改善するとともに構成員のモラルの維持・向上にも努め、また、中長期的な経営計画を示すことで法人・大学としてのビジョンを明確にするなど、その使命・目的の実現への継続的な努力を続けていると判断している。

視点 3 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守 (3-1-3)

a 事実の説明

本法人は、「学校法人京都成安学園コンプライアンス規程」を定め、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等各種法令遵守に取り組んでいる。

また、「学校法人京都成安学園監事監査規程」に基づく監事による業務監査を毎月実施し、監事の理事会への陪席と報告により、法人全体の点検・改善につなげている。大学においては、認証評価機関が定める評価基準に則した自己点検・評価を毎年実施し、法令遵守の確認をおこなっている。

さらに、研究倫理に関しては、「成安造形大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」「成安造形大学における研究活動に係る行動規範」等の規程において、研究活動の指針を定め、公正かつ適切な研究活動を推進している。

b 自己評価

本法人及び本学は、大学の設置・運営に関連する法令を遵守し適正な運営をおこなっていると判断する。

視点 4 環境保全、人権、安全への配慮 (3-1-4)

a 事実の説明

(1) 環境保全への配慮

本学は、クリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーの向上策やルールを順次整備し、学内美化及びエネルギーの節約などに努めている。

具体的には、次の項目の取り組みをおこなった。

- ①健康増進法の施行に伴う「受動喫煙」の防止措置として、喫煙場所を学内 4 箇所と指定している。
- ②ゴミ捨てマップを作成し、ごみの分別・リサイクルに取り組んでいる。
- ③省エネルギー活動への取り組みを実施。
 - (ア) 夏期冷房の温度は 28℃、冬期暖房は 20℃に設定
 - (イ) 事務室や個人研究室においては、冷房使用時間を制限
 - (ウ) 事務室内は夏期昼休み入口部分を残して、11 時 30 分～12 時 30 分のみ消灯
 - (エ) 夏期クールビズ実施期間は、さらなる軽装の実施

- (オ) 事務職員における残業時間の抑制（18 時 30 分以降の残業を原則禁止。やむを得ず残業する場合はエアコンを使用せず、照明も必要最低限の箇所に止める。）
- (カ) キャンパス内における外灯の点灯時間の抑制
- (キ) 全棟における廊下及びトイレ照明の間引き
- (ク) 照明器具の省電力タイプのものへの転換

（２）人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人京都成安学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程」及び「成安造形大学人権委員会規程」を設け、各種ハラスメントの防止と人権意識の高揚に努めている。また、学生に対しても「平成 24 年度成安手帖」及び「成安情報サービス」にセクシュアル・ハラスメント等相談窓口及び相談員を掲載し、メールや対面相談などにより、いつでも対応できる体制をとっている。

（３）安全への配慮

安全への配慮については、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」及び「成安造形大学消防計画」を策定し、想定しうる危機を未然に防ぎ、かつ、発生時の被害を最小限に止めるべく体制を整えている。

防犯対策としては、正面入口の守衛室窓口において、来学者の記帳及びゲストカードの配付をおこない、学生用駐車場の入口には防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防いでいる。守衛室を始め学内警備は、警備会社に業務委託しているが、平日の午前 9 時から午後 5 時まで専任職員 1 名を守衛室に配置し、警備会社との連携を図っている。近隣での不審者情報等は、学内掲示で注意喚起するとともに、「成安情報サービス」を介し、全学生及び教職員に緊急告知している。

また、AED は学内 3 箇所に設置し、急病発生時の応急措置に備えている。平成 24(2012)年 11 月 28 日には、大津北消防署立会いのもと平成 24 年度防災訓練を実施し、学内からの出火を想定した通報・避難誘導・初期消火訓練とともに AED の使用方法の確認をおこなった。

さらに、平成 24 年度は、情報資産の安全かつ適正な取り扱いを推進すべく、情報セキュリティタスクフォースを組織し、「学校法人京都成安学園情報セキュリティ基本方針」のもとに基本規程を制定。情報資産の種類に応じた取扱内規も定め、セキュリティ向上に努めている。

b 自己評価

本学は、環境・人権・安全への配慮をおこなっていると判断する。

視点 5 教育情報・財務情報の公表 (3-1-5)

a 事実の説明

平成 23(2011)年 4 月 1 日より改正施行された学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項各号に規定されている教育情報については、本学 web サイト上の「情報公開」で表 3-1-1

の内容を公表している。

表 3-1-1 情報公開の内容

法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に定める教育情報	本学が公表している教育情報
1. 大学の教育研究上の目的に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 成安造形大学基本理念（教育理念） 学部学科の名称／構成／目的
2. 教育研究上の基本組織に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度組織図
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度成安造形大学運営組織図・教員組織 平成 24 年度専任教員紹介 平成 24 年度教職員数（専任教員数／教員一人当たりの学生数／年齢別・職階別教員数）
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） 平成 24 年度入学者数・編入学者数・入学者数推移 平成 24 年度収容定員・学生数・収容定員充足率 平成 24 年度社会人学生数、留学及び海外派遣学生数 平成 23 年度卒業生数、学位授与数、進学・就職者数／主な就職先（平成 23 年度卒業生） 平成 23 年度退学者数・除籍者数・中途退学率
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事（※教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度学修案内シラバス（授業科目、授業の方法・内容、授業計画、履修モデル、主要科目の特長、到達目標等）
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準、卒業認定基準 成安造形大学履修規程
7. 校地・校舎等の施設及び修了の認定に当たっての基準に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎面積、キャンパスマップ、施設概要 成安造形大学俯瞰マップ アクセスマップ 制作サポート
8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 授業料、入学料、その他納付金等
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年成安手帖（抜粋） キャンパスライフ 教学サポート 国際交流制度 留学生支援 キャリアデザインについて キャリアサポートセンター

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な就職先・進学先
その他（上記指定項目以外の公表事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流・社会貢献等の概要 ・ 成安造形大学学則 ・ 成安造形大学教授会規程 ・ 成安造形大学自己点検、評価規程 ・ 成安造形大学芸術学部設置届出書 ・ 成安造形大学芸術学部設置に係る設置計画履行状況報告書 ・ 平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書 ・ 平成 22 年度大学機関別認証評価報告書 ・ 大学教育、学生支援推進事業（就職支援推進プログラム） ・ 学校法人京都成安学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程 ・ 学校法人京都成安学園コンプライアンス規程 ・ 学校法人京都成安学園行動計画

財務情報についても、文部科学省の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16 文科高第 304 号）に則し、「学校法人京都成安学園書類閲覧規程」を制定し、本学事務室及び成安幼稚園事務室において閲覧体制をとるとともに、本学 web サイト上の「情報公開」において公開している。web サイト上の「情報公開」では、私立学校法第 47 条に規定されている項目以外に、「平成 20(2008)年度～平成 23(2011)年度 財務の経年比較」及び「平成 23(2011)年度 決算の概要」を公開し、積極的な財務情報の公表に努めている。また、web サイトの更新に伴い、トップページのプルダウンメニューに「情報公開」を追加するなどリンクの改善を図った。

b 自己評価

各種教育情報及び財務情報は、事務室における閲覧と web サイト上の公開により、適切に開示がなされていると判断する。

【3】改善・向上方策（将来計画）

本法人ならびに本学では、その使命・目的の実現に向けて、継続的な取り組みを実施しており、教育機関としてその公共性を維持するための体制を構築している。しかしながら、私学を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中で、本学の教育・研究の質保証とその向上を図ること、建学の精神やその使命・目的に沿った特色ある教育・研究活動を推進することについては、第 1 次経営計画を着実に履行し、またそれを不断の努力で点検・見直すことが極めて重要であると認識している。そのため、平成 25(2013)年度から平成 26(2014)年度にかけて、第 1 次経営計画の全面的な見直しに着手する。

一方、危機管理に関する対策については、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」などに基づき順次整備を行ってきており、平成 24(2012)年度においては情報セキュリティに関する規程等を整備した。今後は、マニュアル自体の見直しや更新について、危機管理委員

会を中心として検討を進める。また、教育情報・財務情報の公表については、web サイトの改良等により、情報へのアクセスを容易にするなど、適切に運用されているが、その理解をよりいっそう促すための工夫を講じたい。

3-2. 理事会の機能

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-2 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性 (3-2-1)

a 事実の説明

(1) 理事会

私立学校法第 36 条に定められているように、本法人は、「寄附行為」において理事会を法人の最高意思決定機関と規定している。すべての理事が本法人の経営や設置校の運営に責任をもって参画し、かつ、機動性、即応性をもって意思決定ができるように、8 月を除き、原則として毎月 1 回開催している。理事会の法人経営上、もしくは設置校の運営上の意思決定を補佐する機能は大学総務部門が担当しており、経営判断に要する経営情報や設置校の運営に関する情報の提供、施策の調査研究などの業務を行っている。なお、理事会に付議すべき事項は、「理事会運営規程」において次のように定めている。

- ①寄附行為の変更、及び主務大臣又は知事等に認可申請を要する事項 ②学園の運営に関する事項 ③財務計画、その他長期経営計画に関する事項 ④校地、校舎等土地建物に関する事項 ⑤教育及び研究に関する重要事項 ⑥教育及び研究上の施設、設備に関する事項 ⑦法人の事業に関する事項 ⑧重要な規則、規程の制定、改廃に関する事項 ⑨予算及び決算に関する事項 ⑩借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項 ⑪基本財産の処分に関する事項 ⑫運用財産中の不動産の処分に関する事項 ⑬運用財産中の積立金の処分に関する事項 ⑭不動産の買受に関する事項 ⑮予算外の新たな義務の負担又は権利放棄に関する事項 ⑯寄付金及び学園債等の募集に関する事項 ⑰学費並びに校納金に関する事項 ⑱職員の採用、表彰、懲戒、解職等重要な人事に関する事項 ⑲職員の給与、服務、厚生福利に関する重要な事項 ⑳職員組合との交渉に関する事項 ㉑評議員会に提出する議案に関する事項 ㉒法令及び寄附行為に定められた事項 ㉓理事会構成員から理事長に対し提議された事項 ㉔以上のほか、特に理事長が必要ありと認めた事項

また、監事のうち 1 人は常時理事会に出席、また、事業計画ならびに予算、事業報告ならびに決算を審議する理事会には、2 人の監事が出席し、法人の業務監査を行っており、機能している。

(2) 理事の選任等

本法人の理事定数は、「寄附行為」において 6 人以上 12 人以内と定められており、現員

は 7 人である。理事のうちには、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていない。理事の選任区分は、「寄附行為」第 7 条第 1 号理事「成安造形大学長」、第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内」、第 3 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人以上 8 人以内」となっている。理事の任期は、第 1 号ならびに第 2 号理事を除き 4 年である。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。また、理事のうち 1 人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常務理事に選任することができ、現在、常務理事を選任している。

（３）監事の選任等

本法人の監事定数は、「寄附行為」において 2 人以上 3 人以内と定められており、現員は 2 人である。監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。監事の任期は 4 年である。

（４）理事会の開催状況

平成 24(2012)年度の理事会の開催状況は表 3-2-1 のとおりであり、計 15 回開催し、理事の出席率は 95.2%であった。理事の出席状況について、問題はなかったものと判断している。

表 3-2-1 平成 24(2012)年度の理事会開催状況と理事の出席状況

回	開催日	出席理事数(人)	出席率(%)
1	4月27日(金曜日)	6	85.7
2	5月26日(土曜日)	7	100.0
3	6月4日(月曜日)	7	100.0
4	6月29日(金曜日)	7	100.0
5	7月27日(金曜日)	6	85.7
6	9月28日(金曜日)	7	100.0
7	10月26日(金曜日)	6	85.7
8	11月30日(金曜日)	6	85.7
9	12月25日(火曜日)	7	100.0
10	1月25日(金曜日)	6	85.7
11	2月23日(土曜日)	6	85.7
12	2月23日(土曜日)	6	85.7
13	3月15日(金曜日)	6	85.7
14	3月30日(土曜日)	5	71.4
15	3月30日(土曜日)	5	71.4
合 計			88.6

注．本法人の理事現員数は 7 人である。

b 自己評価

理事会は、私立学校法に定められた規定については言うまでもなく、「寄附行為」ならびに「理事会運営規程」に基づいて、適正に運営されている。また、理事、監事の選任方法や定数・現員等についても適正である。理事会は原則月 1 回開催されていて、かつ、理事の出席状況も良好であり、理事会の補佐体制も整っていることから、使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定ができる体制は整備され、機能していると判断している。

【3】改善・向上方策（将来計画）

（1）理事会補佐機能の充実

本法人は、帰属収入の 9 割以上を大学部門が占めており、大学の運営が法人経営に重大な影響を及ぼす財務構造となっている。経営と教学の役割分担という従来型の組織運営を脱却し、最高意思決定機関である理事会と大学執行機関とが連携を密にして、教学の充実のための諸施策を講じ得る体制づくりを行う。

理事会が、機動的、戦略的な意思決定を行うためには、理事会の意思決定を補佐する機能の充実が欠かせず、可能な限り早期に事務職員・教育職員協働の企画立案組織の構築を目指す。なお、平成 24(2012)年度は、事務局長の職務執行体制を強化するため、事務局長補佐職を新設した。

（2）理事会、評議員会体制の刷新

本法人では、学園規模に見合う理事会体制を目指し、平成 23(2011)年度に寄附行為を変更して、理事定数ならびに評議員定数を削減しており、内部理事と外部理事とのバランスは保たれていると判断しているが、理事、評議員ともに現員は定数上限までには達していない。著しく変化する社会の情勢を的確に把握するとともに、社会が本学に求める役割、本学に対する社会の評価などを法人や大学運営に活かすために、必要に応じて理事や評議員の新たな選任も視野に入れて、その機能強化を図る。なお、平成 25(2013)年 3 月 6 日付で常務理事の名称を専務理事に変更する寄附行為の変更認可申請を行い、平成 25(2013)年 3 月 29 日付で文部科学大臣から認可された（理事会での選任は平成 25(2013)年度）。

表 3-2-2 理事の定数、選任方法及び現員

	定数	選任方法	人数	現員	
理事長	1 人	理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
常務理事	1 人	理事長を除く理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
理事	6 人以上 14 人以内	第 1 号	成安造形大学長	1 人	1 人
		第 2 号	評議員のうちから評議員会において選任した者	2 人以上 3 人以内	2 人
		第 3 号	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3 人以上 8 人以内 (任期 4 年)	3 人

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-3 を満たしている

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性 (3-3-1)

a 事実の説明

教育研究に関わる事項については、芸術学部芸術学科を構成している 5 つの専門領域の長と人間学講座長で構成される領域長会議と各種委員会において作成された原案を、月例の教授会や臨時教授会で審議し決定している。教授会においては、「成安造形大学教授会規程」、主要な委員会については各種委員会の規程を設け、各々の役割を明確にして教育が円滑に推進できる運営体制を整備している。領域長ならびに人間学講座長及び各種委員会の委員長もしくは座長は、専任教員の中から学長が任命する、もしくは各種委員会で互選している。会議招集に関し、各委員が参集しやすいよう金曜日を基本的な会議日に指定し、第 1・2 週の金曜日を領域長会議と各種委員会、最終週を定例教授会の開催日にしている。また、意思決定を円滑に推進するために、学長の諮問機関として総合戦略会議を設けている。総合戦略会議は学長、常務理事、学長補佐、主任領域長、人間学講座長、空間デザイン領域長、各種委員会の委員長、各室長、事務局主管で構成し、大学の基本理念を念頭に置いたうえで、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議、検討している。また、教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、学長自らが確認・説明するための会議でもあり、必要に応じて概ね毎月 1 回開催している。

b 自己評価

協議機関である領域長会議や各種委員会で詳細な事項を十分に議論され、必要に応じて総合戦略会議に諮られた事項が大学の最高決定機関である教授会で議決されており、円滑な教育研究に必要な運営体制は、適切に整備されており、権限と責任の明確化や機能性は確保されていると判断している。

視点 2 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮 (3-3-2)

a 事実の説明

学長は、議長を務める教授会において、当年度における大学の運営方針を年度初めに伝え、教員に周知徹底している。次に学長の諮問機関として総合戦略会議を設けている。学長が議長となる総合戦略会議は、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議することと、各機関会議から教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、連絡や報告することの 2 つの機能を有しており、学長が大学とし

ての意思決定や最善策を判断するにあたって、重要な役割を果たしている。次に、3名の学長補佐を置き、特に重要と位置付ける課題について担当を決めて、その対応に当たっている。また、総合戦略会議などであがった課題について、敏速かつ集中して協議するために、学長、学長補佐、常務理事、事務局主管で集まるミーティングを毎週1回程度の頻度で定期的開催している。

b 自己評価

大学の最高の意思決定機関である教授会や学長の諮問機関としての総合戦略会議は、適切に機能していると判断している。また、学長補佐を3名配置していることで、幅広い視野で大学運営を見渡せ、適切な課題の抽出とその対応策が検討されていると判断している。

【3】改善・向上方策（将来計画）

多様な学生や社会のニーズに対し、現行のように各種委員会で細分化して個々の対応策を検討するだけでなく、それぞれの事項を横断的かつ迅速に対応することが求められる。よって、領域長会議や各種委員会の役割を見直し、学内組織間のコミュニケーションを円滑に行うことにより、組織の充実・連携を推進し、意思決定の迅速化を行う。

総合戦略会議は諮問機関としての機能を果たしているが、ボトムアップの議題に対する協議の割合が高く、戦略的な政策協議があまりなされていない。その代わりに毎週開催している学長、学長補佐、常務理事、事務局主管で集まるミーティングで政策協議がなされることが多く、非常に重要なミーティングとなっており、今後はこのミーティングを正式な協議機関として位置づけ、その役割を明確にしていく。

3-4. コミュニケーションとガバナンス

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-4 を満たしている

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化（3-4-1）

a 事実の説明

本法人の最高意思決定機関である理事会は、教学を代表する学長と学長補佐の 2 名を含む 7 名で構成されており、8 月を除く各月において月例の理事会を開催し、「学校法人京都成安学園理事会運営規程」（以下、「理事会運営規程」という。）に基づく付議事項について審議を行っている。特に予算編成など学校法人において、重要度の高い議案については、臨時理事会を開催し、多くの時間を費やして、念入りな協議を行っている。また、「理事会運営規程」に定められた付議事項はもとより、当月に開催された教授会の開催状況及びその審議内容などは月例の理事会で報告されており、入学試験の募集状況や進路状況、学籍異動など経営判断に必要な情報を理事会で共有し意思統一を図っている。また、中期財政計画など大学運営の指針となる重要な事項は、大学の教職員に対して理事長自らが説明する機会を設けて、情報の共有化、教職員のモチベーションの維持・向上と業務遂行の改善に繋げている。なお、理事には弁護士、企業経営者、有識者を選任しており、議題について、多角的に協議する体制を整えている。

b 自己評価

経営と教学における責任を明確に分担しつつ、大学が抱える重要課題など必要な情報を共有することで、教学を代表する学長を、経営に関する最高責任者である理事長がサポートする体制が整備されている。また、大学運営に関わる意思決定のプロセスや経営に対する透明性が担保されており、管理部門と教学部門との連携を適切に行っていると判断している。

視点 2 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性（3-4-2）

a 事実の説明

平成 22(2010)年度に策定した第 1 次経営計画における大学に関わる計画の進捗状況は総合戦略会議に適時報告され、理事会には中間報告として 7 月の月例理事会で報告されている。また、大学の運営状況を表し、今後の改善に繋げるために、各機関会議の総括と今後の課題について、年度末に取りまとめて学長に報告している。

監事の選考については、「学校法人京都成安学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）

第 8 条の定めに従い、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。2 名の監事のうち 1 名は常勤監事として、月 1 回の月例監査において、設置する学校の運営が適正になされているかどうかについて、事務部門の担当者に対してのヒアリングや運営状況を記した資料の閲覧などの業務監査を行っている。また、公認会計士との連携を密にするため、会計の四半期及び中間監査時には、立ち合って情報交換を行っている。なお、常勤監事はすべての理事会と評議員会に出席し、その業務及び財産状況の監査に努め、必要に応じて業務監査の報告や意見を述べている。

評議員会は、理事会の諮問機関として、理事会に先立って寄附行為第 21 条の各号について、協議して意見を述べている。評議員の選任については、寄附行為第 23 条及び寄附行為施行細則第 3 条に定めに従っている。評議員の内訳は、同規程第 23 条第 1 項第 1 号評議員として本学教職員から 3 名、同第 2 号評議員として 25 歳以上の本学卒業生から 2 名、同第 3 号評議員として 2 名、同第 4 号評議員として学識経験者から 14 名を選任しており、計 21 名の評議員で構成している。なお、当年度は 5 月に事業及び決算報告、2 月に補正予算、3 月に事業計画、寄付金募集及び次年度当初予算について協議し、意見を述べている。なお、評議員会の出席状況については表 3-4-1 のとおりである。

表 3-4-1 平成 24(2012)年度の評議員会開催状況と評議員の出席状況

回	開催日	出席評議員数 (人)	出席率 (%)
1	5 月 26 日(土曜日)	14(0)	66.7(66.7)
2	2 月 23 日(土曜日)	20(5)	95.2(71.4)
3	3 月 30 日(土曜日)	16(5)	76.2(52.4)
合 計			85.7(63.5)

注 1. 本法人の評議員現員数は 21 名である。

注 2. 出席評議員数は回答書提出者を含む。() 内は回答書提出者数。

注 3. 出席率の () 内は回答書提出者を除く実質的出席率。

b 自己評価

大学のトップである学長の諮問機関である総合戦略会議に、大学の運営管理状況が適時報告され、必要に応じ理事会へ審議もしくは報告事項として、議題になっていること、監事は法令並びに寄附行為等を遵守し、毎月 1 回の定例業務監査を行い、毎回理事会に出席し、その運営状況を把握している。また、公認会計士との連携、監事同士の情報共有を深める監事会を実施するなど監査機能の充実を図っている。評議員会においては、回答書による出席が前年度に比べ多かったが、法令並びに寄附行為等を遵守し、理事会決定する前に諮問が必要な議題について、適切な時期で開催し活発な議論がなされていることから、有効に機能していると判断している。

視点 3 リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営 (3-4-3)

a 事実の説明

学長の諮問機関であり、教学部門と管理部門を実務的に繋ぐ役割を果たしている総合戦略会議は本学の運営及び将来計画に関して、各部門や機関会議から起案された事項について協議している。また、各機関会議から教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、総合戦略会議に逐一報告されており、学長は大学の運営に関わる重要な事項を全て把握し、必要に応じて理事会の議案として、審議もしくは報告がなされている。

理事長、常務理事と教学の最高責任者である学長、事務部門の主管が集まり、各部門の経営計画の進捗状況や各部署が所管する業務について、情報を共有するために理事長ミーティングを定例で月 1 回開催している。このミーティングで共有された事項は職員に伝達され、円滑な業務遂行と課題の解決に繋げている。

b 自己評価

経営の最高責任者である理事長は、理事長ミーティングを通して経営課題や計画の進捗状況を、また、教学の最高責任者である学長は、諮問機関である総合戦略会議を定期的で開催することで本学の管理・運営状況をそれぞれ把握しており、リアルタイムで経営と教学の課題を一体として協議、連絡調整することができている。

【3】改善・向上方策（将来計画）

理事会の構成人数が 7 名とコンパクトな構成となっており、敏速な意思決定がなされているが、昨今の社会情勢を踏まえ、多角的な協議も必要であることから、財務や行政など重要な分野の担当理事を決め、適切な運営に努める。

機関会議などに対する総合戦略会議や監事、評議員会の果たすチェック機能は円滑な大学運営のみならず、大学に求められる社会からの要請に応えるために不可欠であり、監査体制をさらに強化するため、内部監査の充実に努める。

評議員会は、「学校法人京都成安学園寄附行為」に定められた定数を満たしているが、その定数の範囲の中で人数的な余裕があり、特に今年は回答書による出席が多かったことなどから、より多角的な協議ができるように、次回の評議員改選時に増員を検討する。

3-5. 業務執行体制の機能性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-5 を満たしている

【2】の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保 (3-5-1)

a 事実の説明

事務部門は前年度からの 4 部門制を見直し、大学の総務的な業務や経理などの法人業務を担当する総務部門、2 つの附属研究所の事務と地域連携推進センター、【キャンパスが美術館】という地域・社会との窓口となる社会貢献部門、学生活動のサポートや教務全般、情報メディアセンター、国際交流室を担当する学生支援部門の 3 部門に加え、安定した入学者の確保に向け、募集対策事業と入試執行に特化した入学センター、募集対策だけに止まらず社会全体への大学の PR やブランディングなどを担う広報室、附属図書館で再編している。

総務部門は、経費削減と人材の確保に努めるため、経理業務全般を外部委託している。社会貢献部門は、従来からある附属芸術文化研究所と附属近江学研究所に加え、平成 22(2010)年 4 月に受託事業の窓口であり将来的な知名度向上やブランディングを見据えて創設された地域連携推進センターと学園創立 90 周年記念事業において整備された【キャンパスが美術館】の事務を担当し、教育・研究の成果と地域のニーズを繋ぐ役割を果たしている。学生支援部門では、事務的な役割を果たす職員だけでなく、授業運営や学生の制作サポート、領域全体の運営など教育に直接携わる嘱託職員（教職員）を 10 名、領域アシスタントを 24 名配置し、きめ細かなサポート体制を編成している。また、同部門内にキャリアサポートセンターを設置し、専門のキャリアカウンセラーを配置して、学生の進路支援にあたっている。また、国際交流室を設置し、交換留学生の支援や協定締結校の窓口を担い、国際交流を推進している。続いて、前年度まで募集対策から広報までを一括で入学広報部門が担当していたが、安定した入学者の確保という最大のミッションを達成するため、募集対策事業と入試執行を担当する部署として入学センター、多様なチャンネルやツールを活かし、今まで以上に社会への情報発信を行うことで、大学のブランディング強化を図るために広報室を新たに設置している。なお、これまで以上に重要度が増すため、教職協働の部署として、学長補佐がセンター長と室長という役職で兼務している。

b 自己評価

本学の使命や目的、基本理念を実現するための柔軟な組織を編制し、業務遂行に必要な適材適所に人材の配置ができています。特に、教員である学長補佐が入学センターと広報室の役職を兼務することで、懸案事項である募集対策に教職一体で取り組めることができおり、成果としても表れている。

視点 2 業務執行の管理体制の構築とその機能性 (3-5-2)**a 事実の説明**

総務・社会貢献・学生支援・入学センターの 3 部門・1 センターには、部門全体の責任者である主管（社会貢献部門については事務局長（不在代理）が主管職を兼務）、その部門の中における各種業務の実行責任者である主査を管理職として配置している。また、附属図書館には主査を配置しているが、主査以上の管理職を置いていない広報室については事務局長（不在代理）である常務理事が事務処理面での統括を行っている。

本法人では、「学校法人京都成安学園管理運営専決規程」において、業務の効率的な運営及び責任体制の確立を図るため、各職位がその職務遂行にあたり権限範囲を超える事項は、上位職位に決定及び承認の決裁を必要とする専決事項を定めて、敏速かつ的確な決裁システムを構築し、円滑な業務運営を行っている。

b 自己評価

各部門において、主管・主査が配置されていることで、円滑かつ敏速に業務遂行している。また、権限を委譲することで、各部門における起案に対する意思決定も早く、適切に機能していると判断している。但し、主管を窓口調整している案件が多く、実務レベルでの協議が不足することで現状誤認に至るケースがあり、今後の改善が必要であると認識している。事務局長職については、従来から常務理事が代行（不在代理）しているが、年度途中より総務部門主管が事務局長補佐を兼務して、そのサポートに当たっている。

視点 3 職員の資質・能力向上の機会の用意 (3-5-3)**a 事実の説明**

新規採用する教職員に対しては、学園の建学の精神や沿革、教育基本理念などについて説明するガイダンスを開催している。また、理事長から職務に当たる前に、経営ビジョンや活動目標、求める職員像、組織論を訓示している。

事務職員の全体研修は、平成 25(2013)年度については 3 月に 1 回実施している。内容としては 3 部構成とし、第 1 部では全体研修として、他部署の現状を把握することでセクショナリズムの是正と課題や情報共有を通じ、業務改善につなげることを目的として、平成 23(2011)年度自己点検・自己評価に基づき、各部署からの現状の課題や評価の説明を行った。第 2 部では重要課題・重要事業について担当部署から説明があり、情報の共有を図った。第 3 部では管理職研修として、平成 24(2012)年度を点検・評価対象期間とする事務職員自己点検・評価の実施に向けた評価の視点と点検・評価基準の確認を、主管・主査に分かれて行った。

また、全体研修会とは別に、各部門で実務に必要な情報やスキルを習得するため、日本私立大学協会や一般社団法人などが主催する研修会やセミナーに適時参加するなど、多くの教職員を学外へ派遣し、できるだけ優れた事例に触れる機会を持つよう努めている。

b 自己評価

新規採用する教職員に対する研修や、全体研修によるモチベーションの向上、外部団体主催の研修会やセミナーへの積極的な参加により、教職員の資質・能力の向上など組織的に取り組みがなされていると判断している。

【3】改善・向上方策（将来計画）

理事長ミーティングや主管レベルでの協議は定期的に行われているが、実行責任者である主査やそれを補佐する主事レベル同士の協議が盛んに行われていないため、起案などに閉塞感があり、その結果としてセクショナリズムを誘発しかねないので、実務者レベルでの会議や打ち合わせ、情報共有するための報告連絡会を定期的を実施する。

本学独自のアドミニストレーターの養成に向け、体系的な研修システムを構築するため、OJTの充実や更なる外部研修への積極的な参加に努める。また、管理職は業務の多様化や労務行政の動向にも対応が必要であり、円滑な業務遂行及び適正な労務管理ができるよう管理職研修の充実を図る。

3-6. 財務基盤と収支

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-6 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 (3-6-1)

平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までを事業期間として、社会の変化に対応し得る学園の基盤の構築を目指して、学園と設置校のあるべき姿を創造し、その目標に到達するための道筋とすべく第 1 次経営計画を策定し、その遂行に当たっている。この計画は 10 年間という長期間に及ぶことから、常に見直しを行うとともに、必要に応じて修正を行うこと、進捗状況についての管理を行うこととしている。

視点 2 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 (3-6-2)

財務比率をみると学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金/帰属収入）80.9%は平成 23(2011)年度全国平均と比べると高い数値となっている。寄付金比率（寄付金/帰属収入）1.2%は同全国平均より低く、補助金比率（補助金/帰属収入）14.6%は高い。

一方、人件費比率（人件費/帰属収入）は 55.3%で全国平均を若干上回っている。人件費については、近年抑制政策を講じてきており、また、平成 24(2012)年度に実施（幼稚園においては平成 25(2013)年度に実施）した給与制度改革の効果が今後現れるなど減額傾向にあり、人件費比率の上昇は主として帰属収入の減少に起因するものと考えられる。また、本学が SPP（成安パーソナルプログラム）に象徴される個人指導や少人数のコース専門教育を実施していることも、人件費比率の上昇に若干影響を与えているものとする。

表 3-6-1 帰属収入、人件費、人件費比率の推移 単位：千円、%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
帰属収入	2,012,164	1,871,439	1,623,598	1,556,154
人件費	1,025,334	897,020	897,291	860,962
人件費比率	51.0	47.9	55.3	55.3

平成 24(2012)年度の消費収支比率は 120.9%となり 100%を超過、また、帰属収支差額比率はわずかにマイナスとなったが、収支バランスは大きくは崩れていないものとする。

本法人は、収入の 8 割を学生生徒等納付金に依存していることから、財政基盤の確立のためには、学生の安定的な確保が条件となる。

外部資金については補助金が大部分を占めているが、同窓会や教育後援会（学生の保護者の組織）をはじめ外郭団体を整備したことなどから、こうした外郭団体のご理解、ご協

力を得て寄付金を広く募集することについても今後、協議していく方針である。また、平成 23(2011)年度よりキャンパスが美術館（学校法人創立 90 周年記念事業として整備した学内回遊式美術館）の運営を目的とした寄付金を、大学在学生保護者を対象として継続して募集している。さらに、国の補助金や助成金などの獲得を視野に入れた施設・設備中期改修計画も策定している。

【3】改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金が収入の 8 割以上を占めている本法人の財務構造の特色から、学生を安定的に確保するなど第 1 次経営計画を着実に履行すること、常にその内容の点検・見直しを行うことで、重要な諸施策を適時的確に実行し、教育研究内容の充実とあわせて、財務基盤の確立と財政の安定化を図る。

3-7. 会計

【1】自己判定

自己点検・評価項目 3-7 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

視点 1 会計処理の適正な実施 (3-7-1)

本法人の会計は「学校法人京都成安学園経理規程」、「学校法人京都成安学園経理規程細則」に従って処理されている。予算の編成及び実行並びにその諸手続きについては、「学校法人京都成安学園予算規程」、「学校法人京都成安学園管理運営専決規程」に従って処理されている。

物品購入や支払いの際には、各担当者が「出金伝票作成依頼書」を作成し、証拠書類を添付して大学総務部門へ提出する。予算項目にない出金の場合は、「予算外支出申請書」が提出され、所属長、主管、学校長、常務理事、理事長の承認の後「出金伝票作成依頼書」が作成され、提出される。総務部門では依頼書に従って出金伝票を作成して専決規程に規定された承認の後、業者等への支払いが行われ、会計データとして処理される。出金伝票の取りまとめ以降、勘定科目の付与、支払いデータ作成、計算書類の作成等については業者へ委託し処理している。

学費等納付金、補助金等の入金はほとんどが金融機関への振込み入金であるが、各金融機関の取引明細より会計データを起こす作業以降は、業者へ委託している。

業者へのアウトソーシングにより、より合理的・客観的な会計処理が行われ適切に処理されている。

視点 2 会計監査の体制整備と厳正な実施 (3-7-2)

本法人は公認会計士と契約を結び、定期的に年 4 回（第 1 四半期、中間、第 3 四半期、期末）の複数の公認会計士による会計監査を受けている。期中の会計処理、決算、帳簿と現金との照合などが主な監査の対象であるが、これ以外にも業務に関する具体的な相談を行い、指示を受けている。

監事の監査は月例監査時に業務監査と併せて行われる。また公認会計士による会計監査時に常任監事に同席を依頼し、実情を把握していただいている。改善指導事項等については、監査報告と併せ付帯意見として提出され、理事会にも上程される。

【3】改善・向上方策（将来計画）

本法人の会計処理は、「学校法人会計基準」「学校法人京都成安学園経理規程」ならびに「学校法人京都成安学園経理規程細則」などの規程に従って適切に処理されている。また、会計監査も、会計監査人（公認会計士）が年 5 回会計監査を実施している。

今後は、会計監査人（公認会計士）と監事との連携のさらなる促進と情報の共有化を図

るための恒常的な仕組みの構築を目指す。

【経営・管理と財務の自己評価】

大学の使命・目的を達成するため、学校法人として中期経営計画である第 1 次経営計画を策定し、そのもとに各年度の事業計画を立案し、実施に移している。その実施と進捗状況の管理は理事会の責任においてなされており、実施を担う教育組織、事務組織はそれぞれ適切に整備され、業務が遂行されている。機関会議やプロジェクトなどにおいては、教職協働の組織が編制されているものの、教育組織と事務組織、そして理事会（経営）が有機的に結び付き、それぞれが責任を明確にしつつ教職協働を進めて学校法人や大学の運営に当たる組織を構築することが今後の重要な課題であると認識している。

一方、学校法人ならびに大学の自主性、公共性、安定性を支える財務については、その基盤を強化するためにも、第 1 次経営計画の履行が欠くことのできない要素となっている。なお、会計処理や教育情報をも含めた情報公開については、適切に行われている

このように、中長期計画である第 1 次経営計画の確実な履行と進捗管理、そしてその点検・見直しと、計画の実施に責任を負う理事会機能や学長をはじめとする大学の執行部を支える補佐機能の整備・強化が極めて重要であるとともに、課題でもある。

4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-1 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価（4-1-1）

a 事実の説明

成安造形大学の自己点検・自己評価は、平成 22(2010)年度に大学機関別認証評価（第 1 期）を受審したことを契機として、新たに「成安造形大学自己点検・評価規程」を整備し、従来の自己点検委員会を廃止して新たに自己点検・評価委員会を設置、自己点検・評価項目についても全面的な見直しを行った。

本学は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的」（「成安造形大学学則第 1 条」）とし、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。

本学では、自己点検・評価について、従来、11 の自己点検・評価基準を設けて、本学の目的と基本理念（教育理念）に基づいた教育・研究・社会連携の諸活動等についての自己点検・評価を実施していたが、平成 24(2013)年に「成安造形大学自己点検・評価規程」を改正し、自己点検・評価基準を全面的に改め、平成 23(2012)年度を対象とした自己点検・評価から適用することとした。新たな基準は、本学独自の自己点検・評価と第三者評価（大学機関別認証評価）との連動性を重視し、効果的な点検・評価とすべく、公益財団法人日本高等教育評価機構が大学機関別認証評価実施大綱において定める大学評価基準に準拠したものとし、次の 5 つの項目（大項目）としている。

- | | | |
|------------|----------|-------------|
| 1. 使命・目的 | 2. 学修と教授 | 3. 経営・管理と財務 |
| 4. 自己点検・評価 | 5. 社会貢献 | |

b 自己評価

本学の自己点検・評価は、認証評価の受審を契機として再構築したため、建学の精神や大学の基本理念（教育理念）を評価基準として取り入れ、また、他の評価基準についても大学の使命や目的を再認識・再確認するような構成となっていることなどから、使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を実施し得る状態にはあると判断している。

視点 2 自己点検・評価体制の適切性 (4-1-2)

a 事実の説明

本学の自己点検・評価は、「成安造形大学自己点検・評価規程」に基づいて全学体制で実施している。同規程は、その第 1 条において、「成安造形大学学則第 62 条の定めに基づき、成安造形大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するために実施する、教育活動等に関する自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。」と規定している。

(1) 自己点検・評価委員会の機能

本学の自己点検・評価は、同規程に基づいて設置する「自己点検・評価委員会」が実施主体となっており、以下に掲げる機能を有している。

- | |
|---|
| ①自己点検・評価項目の設定及び変更 ②資料の収集及び分析 ③学内の各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認 ④収集した資料及び提出された報告事項の確認 ⑤報告書の作成及び学長への提出 ⑥自己点検・評価のための調査研究 ⑦その他自己点検・評価の実施に関して必要な事項 |
|---|

(2) 自己点検・評価委員会の構成

自己点検・評価委員会は、教員としては学長補佐、学科長、教学委員長、人間学講座主任、入学委員長、キャリアサポートセンター長、附属図書館長、附属芸術文化研究所長、附属近江学研究所長、情報メディアセンター長、入学センター長、広報室長、事務職員としては主管職にある者、そして事務局長により構成されており、学内の主要役職者、主要機関会議の長、ならびに事務部局の責任者を網羅している。なお、委員長は、学長の任命制である。

(3) 自己点検・評価への全学的取り組み

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会が実施主体となり、学内の全ての機関・部署が協力して、それぞれの所管について分担して取り組むこととしている。

そのため、主要機関会議においては、年度ごとに当該年度の取り組みと課題について総括し、学長の諮問機関である総合戦略会議に報告している。かかる報告は、自己点検・評価の根拠資料として、あるいは年次で学園が作成し事業報告書として社会に公表する際のエビデンスとしている。

b 自己評価

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を実施主体として、学内の全ての部署ならびに主要機関会議が協力・連携する体制が整っており、また、評価項目についても大学の使命・目的に即したものとなっており、自己点検・評価体制の適切性は担保できていると判断している。

視点 3 自己点検・評価の周期等の適切性 (4-1-3)**a 事実の説明**

平成 5(1993)年に開学した本学における自己点検・評価は、自己点検・評価検討委員会が学内の学科や諸機関における諸施策の検証と改革を実施し、平成 12(2000)年度に「造形知を求めて 成安造形大学自己点検・自己評価」を作成し公表、次いでその 2 年後の平成 14(2002)年度に自己点検・自己評価委員会が「自己点検・自己評価報告書」を作成して公表した。平成 14(2002)年度の報告書では、教育理念や目的等項目を新たに加え、また、学生満足度調査の結果についても収録した。

平成 22(2010)年度の大学機関別認証評価受審を契機として、前述したように自己点検・評価項目を含む自己点検・評価規程や自己点検・評価委員会を刷新し、自己点検・評価の実施体制を整備するとともに、同規程においてその実施ならびに結果の公表について「委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、結果について隔年で報告書を作成して学長に提出するものとする。」「報告書は、学長が意見を付し、委員会の議を経たのち理事長に報告した上でこれを公表するものとする。」(同規程第 8 条)と規定している。認証評価(第 1 期)受審後の自己点検・評価の実施と公表については、次とおりである。

- ①平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 24(2012)年度末までに実施し学内に対して公表する。
- ②平成 24(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 25(2013)年度上期に実施し、平成 25(2013)年度 9 月末までに、学内ならびに社会に対して公表する。

平成 25(2013)年度以降この周期で自己点検・評価を継続して実施することにより、平成 22(2010)年度から毎年、切れ目なく自己点検・評価を継続することとなり、大学設置基準の大綱化以降求められている大学の「質確保」のための恒常的な改善・向上体制を整備することができる。

b 自己評価

自己点検・評価を恒常的に行う制度と体制を整えており、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度と確実に認証評価受審後、自己点検・評価を実施しているところであり、自己点検・評価の周期等の適切性は満たしているものと判断している。

【3】改善・向上方策(将来計画)

高等教育機関として、学校教育法の定めに基づいて認証評価を受審することは当然のことであり、これから毎年積み重ねていく本学独自の自己点検・評価の結果を第三者機関の評価に委ねることは重要であると考えている。そのため、今後確実に自己点検・評価を履行する。一方、自己点検・評価の結果を、教育・研究・社会貢献・管理運営の改善とその質の向上のために活用する具体的な方法を早急に検討する必要がある、自己点検・評価委員会や FD 委員会、そして SD の企画担当部署である総務部門とが共同してその方策の協議を開始する。

4-2. 自己点検・評価の誠実性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-2 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価（4-2-1）

a 事実の説明

本学の自己点検・評価基準は、大学機関別認証評価（第 1 期）の受審を機に、その基準に準拠したものとし、次のとおり 5 つの項目（大項目）を設け、それぞれ小項目を設定している。

1. 使命・目的等

①使命・目的及び教育目的の明確性、②使命・目的及び教育目的の適切性、③使命・目的及び教育目的の有効性

2. 学修と教授

①学生の受入れ、②教育課程及び教授方法、③学修及び授業の支援、④単位認定、卒業・修了認定等、⑤キャリアガイダンス、⑥教育目的の達成状況の評価とフィードバック、⑦学生サービス、⑧教員の配置・職能開発等、⑨教育環境の整備

3. 経営・管理と財務

①経営の規律と誠実性、②理事会の機能、③大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ、④コミュニケーションとガバナンス、⑤業務執行体制の機能性、⑥財務基盤と収支、⑦会計

4. 自己点検・評価

①自己点検・評価の適切性、②自己点検・評価の誠実性、③自己点検・評価の有効性

5. 社会貢献

①社会貢献活動、②附属近江学研究所、③附属芸術文化研究所、④地域連携推進センター、⑤キャンパスが美術館

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することについては、平成 24(2013)年度を対象期間とする自己点検・評価の実施に際して、自己点検・評価委員会として、「平成 25 年度自己点検・評価（平成 24 年度分）実施要項－成安造形大学自己点検・評価報告書 平成 24 年度の作成－」においてその指針を示している。また、具体的なエビデンスの表示方法についても同様に示している。

b 自己評価

エビデンスに基づいて自己点検・評価を実施すること、自己点検・評価に際して記述の

根拠としたエビデンスを保管することなどについての指針を示しており、一定の透明性を確保しているものと判断する。

視点 2 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 (4-2-2)

a 事実の説明

部署単位、あるいは機関会議単位での情報の蓄積、もしくは公的な統計調査の蓄積はある程度はあるものの、それらを全学において容易にかつ効率的に検索し利用できるような仕組みや、大学の現状を把握するための調査を実施すること、各種情報を系統立てて収集・分析する体制は、現状では整っていない。

b 自己評価

情報の収集と蓄積はある程度進んでいるものの、そうした情報へのアクセスを容易にすることや、情報を利用しやすく汎用性の高い形式・方法で保管・管理し提供する段階にまでは至っていない。情報の分析についても同様である。

視点 3 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表 (4-2-3)

a 事実の説明

自己点検・評価の結果の学内や社会への公表については、「4-1. 自己点検・評価の適切性」の項目で既に述べたとおりである。

自己点検・評価の結果の学内共有については、教職員に配布するとともに理事会、教授会に報告することとしている。また、FD 研修会や SD 研修会において共有する場を設けることも検討している。

b 自己評価

自己点検・評価の結果の学内共有については、自己点検・評価報告書の教授会、理事会への報告や教職員への配布によって、また、社会への公表については、大学の web サイトへの掲載によって、それぞれ遅滞なく行っている。

【3】改善・向上方策（将来計画）

(1) IR(Institutional Research)

本学の自己点検・評価の誠実性をより高めるためには、「エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価」を担保するための「現状把握のための十分な調査・データの収集と分析」体制を構築する必要がある。このことについては、大学において情報を収集し評価・分析する IR 部署の設置ならびに IR 担当者の養成が不可欠である。それは単に、自己点検・評価への適用のみならず、学校法人や大学の運営には不可欠なものであり、速やかにその検討を開始する。

（２）自己点検・評価結果の公表

「自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表」については、とくに社会に公表する際に、その公表方法、あるいは大学関係者以外の方の理解を助ける方法の検討などについて策定する必要があると考えており、その検討を開始する。

4-3. 自己点検・評価の有効性

【1】自己判定

自己点検・評価項目 4-3 を十分満たしているとは言い難い。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性 (4-3-1)

a 事実の説明

自己点検・評価の結果の活用のために、PDCA サイクルの仕組みを確立することについては、平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価において、大学機関別認証評価（第 1 期、平成 22(2010)年度受審）を受けた改善・向上の状況を確認するため、大学機関別認証評価調査報告書（第 1 期）において「参考意見」とされた事項の改善状況について項目を設定して、点検・評価の結果を受けた実施事項の評価を行った。

b 自己評価

全学的に PDCA サイクルの仕組みを構築し、機能させるまでには至っていない。

【3】改善・向上方策（将来計画）

従来 of 大学運営においても、当然、PDCA サイクルに沿った改善・改革はなされてはいるものの、それが十分に機能していないのは評価（Check）が上手くできていないことに起因しており、そのため改善（Act）ができないこととなる。この状況では、PDCA サイクルは、理想的な形態である「らせん状」のプロセスにはならず、「計画」（Plan）と「実行」（Do）を徒に繰り返す悪循環に陥る。本学では、この悪循環により、同じ間違いや改善されない計画が繰り返される原因を評価と改善の悪循環にあると考えている。

こうした悪循環を断ち切るために、「計画」（Plan）が立案された背景、必要性、経緯などに関する情報を集約すること、「実行」（Do）段階において当該施策を推進する上で生じた事項や、担当部署・担当者が把握している様々な情報を集約すること、すなわち IR（Institutional Research）の機能を整備・確立し、必要な情報を根拠として「評価」（Check）段階に進める仕組み作りを早急 to 実施することとしている。全学の主要な機関や事務部署をほぼ網羅している自己点検・評価委員会が PDCA サイクル構築と運用の主体となり、遅くとも平成 25(2013)年度中を目標として、導入する予定である。

【自己点検・評価の自己評価】

大学の質保証を確実なものとするためには自己点検・評価の適切な実施が不可欠であるという観点から、本学では自己点検・評価を平成 24(2012)年度から毎年実施することとしている。自己点検・評価は、大学の主要機関・事務部署をほぼ網羅している自己点検・評価委員会がこれを実施し、その結果を学内において公表して情報を共有化している（社会

へは 2 年ごとに公表する)。

一方、PDCA サイクルを確立し、自己点検・評価の結果を適切に活用することが、大学の教育・研究・社会貢献・管理運営など諸活動の質を高めることにつながるという認識は共有化されており、今後はその具体的な仕組み作りを行っていくことが課題となる。

5. 社会貢献

5-1. 社会貢献活動

【1】自己判定

自己点検・評価項目 5-1 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動 (5-1-1)

視点 2 社会貢献活動の体制と地域社会との関わり (5-1-2)

本学は「芸術による社会への貢献」を教育理念として、常に地域において積極的な活動を学生、教職員が行なってきた。主に学内でこの活動を展開する機関としては附属近江学研究所、附属芸術文化研究所、大学美術館としての「キャンパスが美術館」、地域連携推進センターがあげられる。それぞれの機関の自己点検評価の詳細は以下に報告するとおりであるが、いずれの機関も常に学生、教職員が地域に求められる存在であることを意識し、それぞれの立場で、様々な事業に取り組んだ。

【3】改善・向上方策（将来計画）

それぞれの機関がそれなりの地域貢献に対する成果をあげているが、各機関の中で完結する取り組みがほとんどである。今後は、このような地域での取り組みを人材育成の場と捉え、カリキュラムの中に組み込むなどして、大学全体が地域再生の核となるような大学づくりにつなげたいと考えている。

5 - 2. 附属近江学研究所

【1】自己判定

自己点検・評価項目 5 - 2 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 附属近江学研究所における社会貢献活動（5-2-1）

視点 2 附属近江学研究所の体制と地域社会との関わり（5-2-2）

「近江学」とは近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する学問である。附属近江学研究所は（以下、「本研究所」という。）芸術の持つ創造精神と結びつけることによって生まれる可能性を探求し、この「近江学」をもとに新しい価値観を創造して、21 世紀の社会に対して積極的に提案するため、平成 20（2008）年に設立された。平成 24（2012）年度の本研究所は以下の 6 事業を展開した。

（1）調査・研究

仰木地区における集落の空間構成・景観要素と生活文化の諸相を、生と死を包括する「時と物語の蓄積」（コスモロジー）という観点からとらえることで、地域コミュニティの構成要素を抽出し、未来のコミュニティ創出への足がかりとすることを目的に、平成 22（2010）年度から 3 か年計画で開始した、地元仰木地区をフィールドとする研究プロジェクトは、終盤を迎えた。今年度は、研究プロジェクト「里山～水と暮らし」第 2 期「生活文化の聞き取り調査および仰木ふるさとカルタ制作」に取り組み、完成した。第 3 期「仰木八王寺山の家・自力建設プロジェクト」は、平成 25（2013）年 1 月には棟上げを済ませた。

（2）公開講座の開講

年度計画を企画し、近江の芸術・文化を広く一般の方々に理解・学習していただくために公開講座を開講した。本研究所が主催する公開講座は、大学コンソーシアム京都ならびに環びわ湖大学連携の単位互換事業における他大学開講授業でもあり、本学の授業「近江学 B」を履修する学生のみならず、他大学学生も履修しているという特徴がある。

平成 24（2012）年度は鷺田清一氏（前大阪大学総長）や山折哲雄氏（宗教学者）を招聘し、特別公開講座を 2 回開講した。昨年度より開始した、ものづくりの視点から本学研究員が講師を招き対談形式で行う連続講座（5 回）「近江のかたちを明日につなぐ」を今年度も開講した。また、平成 15（2003）年度から 8 年間、芸術文化交流センター（現在の芸術文化研究所）主催で開講してきた写生会（湖族の郷堅田地区・美しい棚田の広がる仰木地区・石垣と里坊の町坂本地区）と淡海の夢風景展は、平成 23（2011）年度から本研究所が引き継ぎ、今回で 10 周年を迎えた。公開講座の総出席者数は 934 名（「近江学 B」履修者、学内関係者含む）であった。

表 5-2-1 附属近江学研究所主催公開講座一覧

平成24年度 近江学研究所 公開講座／会員限定講座 実績表									
公開講座									
講座名	講師名	開催日時	場所	募集人数	申込 件数	来場者数 (当日受付 含む)	アンケート		
					合計		合計	回収 枚数	
アートとくらし	前大阪大学総長 鷺田清一	平成24年4月28日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	154	148	119	94.4%	
私の見た近江	宗教学者 山折哲雄	平成24年6月9日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	263	209	146	73.7%	
近江～素材のかたち ～近江和紙～	有限会社 成子紙工房代表取締役 成子哲郎	平成24年5月12日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	118	98	66	75.9%	
近江～まとうかたち湖東の織物 ～近江上布～	伝統工芸士 大西貴	平成24年7月14日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	134	99	59	68.6%	
近江～魂のかたち ～木地師の里のものづくり～	木地師 小椋昭二	平成24年9月15日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	149	89	58	73.4%	
近江 ～食のかたち～ローカルフード～	有限会社 Blueberry Fields紀伊國屋 代表取締役 岩田康子	平成24年11月10日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	140	68	52	83.9%	
近江 ～風土のかたち～琵琶湖の原風景～	風景画家 ブライアン・ウィリアムズ	平成24年12月1日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	150	180	110	77	77.8%	
淡海の夢2012 ～堅田湖族の郷写生会～	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年5月26日(土) 9:30～17:30	大津市堅田周辺	40	31	22	-	-	
淡海の夢2012 ～堅田湖族の郷写生会～	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年5月27日(日) 9:30～17:30	大津市堅田周辺	40	29	19	-	-	
淡海の夢2012 ～仰木・棚田写生会～	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年6月23日(土) 9:30～17:30	大津市仰木周辺	40	39	20	-	-	
淡海の夢2012 ～仰木・棚田写生会～	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年6月24日(日) 9:30～17:30	大津市仰木周辺	40	31	24	-	-	
淡海の夢2012 ～坂本・石垣と里坊の町写生会	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年10月27日(土) 9:30～17:30	大津市坂本周辺	40	43	28	-	-	
淡海の夢2012 ～坂本・石垣と里坊の町写生会	本学准教授 本研究所研究員 永江弘之	平成24年10月28日(日) 9:30～17:30	大津市坂本周辺	40	28	雨天のため中止			
集 計				1290	1339	934	577	78%	
近江学会員限定講座									
大津事件の真相	大津市歴史博物館 館長 樋爪修	平成24年6月30日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	-	116	100	76	84%	
葛川太鼓廻し	大津市歴史博物館 学芸員 和田光生	平成24年7月21日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	-	111	90	65	81%	
琵琶湖の湖底遺跡	奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター長 松井章	平成24年9月29日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	-	119	83	62	85%	
仰木・堅田の祭礼	附属近江学研究所 研究員 加藤賢治	平成24年11月17日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	-	127	79	57	83%	
石造道標に見る道の機能	附属近江学研究所 所長 木村至宏	平成24年12月15日(土) 10:40～12:10	聚英館3F 聚英ホール	-	121	73	51	77%	
集 計				-	594	425	311	82%	

（３）文化誌「近江学」と紀要の発行

昨年度にビジュアルを多くし一般に読みやすいものとして誕生した文化誌「近江学」は、今年度第 5 号を発刊した。近江の文化・風土を支えてきた「木」に着目し、「木と暮らし」をテーマに、琵琶湖の木造船を生み出す船大工へのインタビュー、木地師の里「小椋谷」探訪、木板に願いを込める絵馬や集落の結界となる勧請縄に関する論考などを紹介している。本研究所開設 5 周年と合わせて記者発表を行った。新聞社 4 社の取材を受け、その全てに掲載された。本研究所研究員の研究報告の紀要 2 号は、3 月に発刊された。

（４）会員制研究会「近江学フォーラム」の運営

今年度より「家族会員」「教育後援会員」制度を設け、会員数増加に努めた。平成 21(2009)年度 119 名、平成 22(2010)年度 150 名、平成 23(2011)年度 172 名、今年度については県内外から 192 名の入会を得た。年ごとに裾野をひろげ、本研究所の認知度を上げている。主な会員特典は、年 5 回の会員限定講座の受講と、年 1 回の現地研修への参加、文化誌「近江学」と年 2 回の会報誌「近江通信紙」の無料進呈である。

（５）県内文化施設とのネットワークの構築・地域連携

木村至宏本研究所所長が代表幹事を務める任意団体「文化・経済フォーラム滋賀」に本研究所研究員が積極的に参画している。具体的には「文化で滋賀を元気に！」を合い言葉として「文化で滋賀を元気に賞！」の創設に協力。文化と経済が結びつき、多くの地域の人々を巻き込んだ文化活動を「文化ビジネス」と定義づけ、そのような取り組みを通じて、文字通り「文化で滋賀を元気に」にする活動に協力している。また、この団体の活動の中で、琵琶湖汽船株式会社、BBC びわ湖放送株式会社、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、株式会社しがぎん経済文化センター、公益財団法人淡海文化振興財団、公益財団法人滋賀県文化振興事業団、滋賀県文化振興課など、多方面に渡って深いネットワークを構築している。

滋賀県が取り組んでいる「美の滋賀」の発信においては、木村所長や本学牛尾郁夫学長が懇話会の委員を務め、その取り組みの一環である「滋賀県美の滋賀アートマップ事業」に関して、本研究員が具体的な活動に参加している。また、滋賀県文化振興事業団が発行している季刊誌『湖国と文化』にも研究員が連載するなど、近江の文化振興に少なからず協力している。

（６）生涯学習システムの構築

公開講座を媒体として、いつでも自由に選択し学習する機会を提供することに貢献している。また、近江学フォーラム会員については、継続的に学習の機会を確保し、大学の聴講生として受け入れる際には検定料を免除するなどの特典も導入している。今後どのようにシステム化するかが継続の課題である。

（７）その他

平成 20(2008)年度に本研究所 web サイトを開設し、平成 24(2012)年 3 月現在で約 13 万件のアクセスがある。この web サイトは滋賀県地域情報化推進会議が主催する「滋賀 web 大賞 2012」（教育団体部門）にて最優秀賞を受賞した。また、本研究所ツイッターを

開設し、情報をリアルタイムで発信しており、平成 24(2012)年 3 月現在のフォロワーは 177 名である。

研究成果のデータベース構築については、本研究所 web サイト内「OMI アーカイブ」にて、研究紀要（第 1 号）の PDF データを掲載した。また、「公開講座」の記録を集計し掲載した。今後は研究活動の成果をまとめ、Web サイト上にて公開を進める。

【3】改善・向上方策（将来計画）

滋賀県（近江）が多く有する固有の文化資源を、芸術をはじめとする多彩な視点でそれぞれ専門の研究者が検証し、その成果を報告・発表する中で、変わらずに残るかけがえのないものを見つけ、21 世紀の社会にどのように結びつけるかを探る。

近江学研究の成果を生かした教育プログラム、更に社会と直結した実践型の各種プログラムを構築する一方、生涯学習型社会に必要な地域に開かれた教育システムを検討し、広く社会人を対象とした学びの場を提供する。

また、滋賀県内の大学や研究機関、研究者などが取り組んでいる研究内容や成果、地域に散在する貴重な情報を相互に共有し蓄積し、それらの情報を相互利用するためのネットワークづくりを推進するとともに、リアルタイムかつ継続的な情報の発信を行っていく。こうした活動の蓄積によって、地域の人々が自らの地域を再発見し、新しい価値観、新しい発想につながる土壌をつくり上げる。

5-3. 附属芸術文化研究所

【1】自己判定

自己点検・評価項目5-3を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点1 附属芸術文化研究所における社会貢献活動（5-3-1）

視点2 附属芸術文化研究所の体制と地域社会との関わり（5-3-2）

附属近江学研究所の講座と同様に、附属芸術文化研究所（以下、「本研究所」という。）では広く社会への研究成果の公表と地域社会・一般市民の多様化する学習ニーズに対応するために、実技講座を含め継続して様々なテーマによる公開講座を開催している。単なる公開講座だけでなく関連する展覧会など関連イベントと併催するなど、芸術系ならではの特色ある開催方法によって多くの一般参加者を得ており、地域の学びの場として定着してきている。

表 5-3-1 平成24(2012)年度 附属芸術文化研究所主催公開講座一覧

平成24年度 公開講座実績									
講座名	講師名	開催日時	場 所	募集人員	申込受付数	来場者数 (当日受付含む)	アンケート		
							回収枚数	回収率(%)	
恐竜は怪獣か？	渡部真人 徳川広和 萩野慎太郎 小田 隆	平成24年5月19日(土) 13:00～16:00	聚英館3F 聚英ホール	200	72	43	43	100.0%	
戦前ニューカレドニア 日本人コミュニティの記憶	津田睦美	平成24年6月2日(土) 14:00～15:30	聚英館3F 聚英ホール	200	19	45	44	97.8%	
佐伯テズーその人生を語る	佐伯テズ	平成24年6月10日(日) 13:30～15:00	聚英館3F 聚英ホール 図書館棟 生涯学習センター	200	358	247	197	84.9%	
ROGGYKEY ファッションデザインと空間	ROGGYKEY 奥裕仁 宮腰景子	平成24年6月16日(土) 14:00～16:00	聚英館3F 聚英ホール	200	123	99	73	83.0%	
JAGDA ONE DAY SCHOOL グラフィックデザインの新しい表現	池澤 樹 小野勇介 高谷 廉	平成24年9月29日(土) 14:00～16:00	聚英館3F 聚英ホール	200	69	106	89	84.0%	
ニワトリ頭骨標本	西澤真樹子 小田 隆	平成24年10月20日(土) 10:00～16:00	図書館棟 生涯学習センター	30	43	32	27	90.0%	
対談「文化財をリスペクトする」	小沢 剛 木下史青	平成24年11月25日(日) 10:30～12:30	聚英館3F 聚英ホール	200	39	58	38	65.5%	
アニメ作画とボディイメージの関係	森田 健 真下武久	平成24年12月8日(土) 13:30～15:00	生涯学習センター	120	14	11	9	81.8%	
				集 計	1350	737	641	520	85.9%

平成24(2012)年度の指定研究テーマは「自然学」と「アートと医療」の2つであった。

(1) 自然学

英国ロンドン大学ゴールドスミス・カレッジと芸術分野に関する国際学術交流において連携を深めていくことになり、「自然学 | SHIZENGAKU」が設定された。8月・9月に滋

賀県立近代美術館との連携事業を行い、3 月には英国ロンドンにおいて「SHIZENGAKU 英国展」を開催した。研究活動報告（作品展示、シンポジウムを中心とする学術論文）をまとめた学術出版を平成 25(2013)年度に行う。

（２）アートと医療

今年度、滋賀医科大学と本学との交流事業として「芸術が医療の現場でできること」をテーマに、滋賀医科大学附属病院の中庭に空間デザイン領域の磯野英生教授と立神まさ子講師が監修し、住環境デザインコースの学生が琵琶湖のヨシを素材にしたモニュメントを設置した。期間は、平成 24(2013)年 9 月 25 日（火）から 11 月 27 日（火）まで。

紀要第 4 号を発行し、国内の大学、図書館、美術館、文化施設、報道機関等約 500 カ所に配布した。研究論文は 15 件、特別研究助成報告は 3 件であった。

本学には教育研究活動の発展や文化の向上に寄与すること及び社会的に貢献することを目指した研究・制作活動に対して必要な経費の範囲において助成することを目的とする特別研究助成がある。特別研究助成委員会によって運営・審査されており、平成 24(2012)年度（平成 25(2013)年度分）は 4 件の申請があり、3 件の交付がなされた。

科学研究費補助金への申請件数は 2 件あったが、採択には至らなかった。研究分担者として分担金を受けて研究できる研究課題は 2 件である。

【３】改善・向上方策（将来計画）

公開講座については内容のさらなる充実を図るとともに、附属近江学研究所主催の講座や「キャンパスが美術館」の学内行事との調整をはかり、生涯学習のあり方等を本学としてどう位置づけるかなど、検討を重ねる。

学内における教員の研究活動について、芸術を通して地域・社会・文化に貢献するためには最新の情報提供が重要なものとなる。紀要や学術出版、また web サイトのコンテンツの充実と円滑な運用を継続して進めていく。

5-4. 地域連携推進センター

【1】自己判定

自己点検・評価項目 5-4 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 地域連携推進センターにおける産官学連携事業の推進 (5-4-1)

視点 2 地域連携推進センターの体制と地域社会との関わり (5-4-2)

地域連携推進センターは、本学の基本理念「芸術による社会への貢献」を具現化し、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、官公庁、企業、各種団体、個人との間で、様々な連携事業を推進している。滋賀県唯一の芸術大学である本学の全てのリソースを活かした活動を展開しつつ、学生のスキルアップや連携先の発展、地域社会の活性化をめざし、次の 4 つのカテゴリーに分けて様々な地域からの要請に応えている。

(1) 受託連携事業

官公庁、一般企業、各種団体から研究費を受託し、産官学で連携しながら、主に企画やデザインを研究開発する事業。

(2) プロジェクト授業

依頼内容を実践的授業の課題として取り入れ成果をあげる。

(3) 学生クリエーター制度

あらかじめ学生自身が得意とする分野を地域連携推進センターに登録しておき、様々な依頼に応えていくシステム。

(4) 成安キャラバン

学生たちが得意なものづくり技術を活かして、地域のイベント等を盛り上げる。

これらの取り組みは地域連携プロジェクトと総称し、「学生のスキルアップのため」「連携先の更なる発展のため」「そして地域社会全体の活性化のため」という三方よしの理想を追求しながら、年間 80 件を超えるプロジェクトを推進して一定の評価を受けている。

また、「文化で滋賀を元気に！」を合い言葉に結成された任意団体「文化・経済フォーラム滋賀（代表幹事：木村至宏 成安造形大学附属近江学研究所所長）」の活動に積極的に参画した。中でも、「文化で滋賀を元気に賞」の創設に尽力し、第 3 回総会においては、文化と経済が結びつき、多くの地域を巻き込んだ文化活動を「文化ビジネス」と定義づけ、そのような取り組みを県内独自の文化活動として位置づけようという提言の作成にも積極的に取り組んだ。

【3】改善・向上方策（将来計画）

地域連携プロジェクトに取り組み、地域社会で一定の経験を積んだ学生は、学内の授業では得ることのできない力を身につけることができる。具体的には物事に積極的に取り組

む力や確実に最後までやり遂げる力、課題解決に向けての思考力、そして柔軟性や規律性など協働で働く力など、実社会で様々な状況下においても仕事をやり遂げることができる能力を手にすることができる。しかしながら、これらのプロジェクトに参加する学生には偏りがあり、人との関わりや地域での活動を苦手とする学生はチャレンジしないという現状が見られる。

今後は、現代社会を生き抜く力を養成する地域連携プロジェクトをうまくカリキュラムの中に取り入れ、少しでも多くの学生がプロジェクトを経験し、混沌とする現代社会を力強く生き抜く力を付けた人材を輩出することが必要とされている。

「芸術による社会への貢献」という教育理念をさらに深化させるため、地域連携推進センターの取り組みを土台に、大学全体が地域再生の核となる大学づくりを実現させなければならないと考えている。

5-5. キャンパスが美術館

【1】自己判定

自己点検・評価項目 5-5 を満たしている。

【2】自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

視点 1 キャンパスが美術館における社会貢献活動 (5-5-1)

視点 2 キャンパスが美術館の体制 (5-5-2)

成安造形大学【キャンパスが美術館】は、琵琶湖と比叡・比良の山並みを借景として、学内に点在する大小様々な 12 ヶ所のギャラリーを展示空間とする学内美術館である。平成 22(2010)年 10 月、京都成安学園の創立 90 周年を記念に、大学の教育理念である「芸術による社会への貢献」を实践する学内施設として開設された。

その美術館が持つ機能は、本学の教育・研究の成果を一般に広く発信することや外部のアーティストやデザイナーを招聘し、最新の展覧会を開催するなど、学生の教育の活性化を大きな目的としている。また、展覧会にとどまらず、各種造形ワークショップや音楽イベントなど地域住民も参加できるアートイベントを数多く開催し、地域に開かれた大学を实践している。地域住民が利用できる学内のカフェテリアの中には、ミュージアムショップをオープン。展覧会やアートイベントの関連グッズを販売し、人気スポットとして地域に知られている。

平成 23(2011)年度から、本格的に春と秋の 2 回、1 ヶ月間各ギャラリーを一つのテーマでくり、芸術月間（セイアンアーツアテンション）として芸術祭を開催した。以下は、平成 24(2012)年度の芸術月間の報告である。

（1）春の芸術月間「MAKING-連なる行為がつくること-」

平成 24(2012)年 5 月 20 日（日）から 6 月 17 日（日）までの 29 日間、2012 春の芸術月間 SEIAN ARTS ATTENTION VOL.2 「MAKING-連なる行為がつくること-」と題し、昨年に引き続き春の芸術月間を開催した。

今回の展覧会では、総合テーマを「MAKING」として、つくる行為を中心に、様々な形態の展覧会や、それに関連する多彩なワークショップを行った。展覧会は 2 つの常設展の他、カフェテリア「結」の外部デッキで行った野井成正氏のワークショップ展を含めて 11 の展覧会を開催した。また、「ゾートロープをつくる WS」や「堀尾さんとみんなでおもしろいこと > やろう WS」など 8 種類のワークショップ、「顔探し 街を歩いてアートする」など 6 回のトークショー、「古生物学者と復元アーティストが語る - 恐竜は怪獣か -」「佐伯チズ-MAKING 自分をつくりつづけること」など 5 つの関連公開講座、その他「cutting/weaving」公開制作の開催など、今回の総合テーマ「MAKING」に加え「大学と地域がともにつくり育む次世代のミュージアム」というこの美術館のコンセプトに基づいた企画を開催した。

広報については、開会前の 5 月 19 日に本学にて記者発表を行い展覧会の主旨を説明し

た。結果、京都新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の主要新聞社に会期中複数回記事として掲載され、また、テレビ（BBC びわ湖放送）や web サイト、美術関係の雑誌などにも取り上げられた。

近隣地域に対しては、仰木地区、仰木の里地区、堅田地区の自治会の協力を得て、7,262 戸に展覧会のチラシを直接配布した。

会期中の来場者については、シールを貼っていただくシステムをとり、約 450 枚が使用された。人数をカウントした主なギャラリーは、ライトギャラリーのオダ・トクガワ展（5 月/19 日（土）を含む）が 968 名、ギャラリーアートサイトの堀尾貞治展が 939 名。会期中の全ギャラリーの最低来場者は約 1,900 名であった。

来場者の中には各戸に配布された展覧会チラシを見てきた、また、新聞記事の写真を見て来たという方が多く見られた。会期中の土曜日には、計 5 回開催した関連公開講座に合計で 600 名以上の来場者があり、その流れでも多くの展覧会来場者があった。

今回は、総合領域 1 年生の演習授業でこの展覧会が取り入れられ、刺激を受けた学生たちが南風食堂「流れる」の展覧会運営や最終日のクロージングパーティーの運営に積極的に参画した。また、展覧会の特設サイトを立ち上げ、日々行われるワークショップやトークショーの報告を掲載し、1,046 の訪問者（3,245 のページビュー）があった。

（2）秋の芸術月間「CHI-KEI-風土のかたち、ながめ、かかわり-」

平成 24(2012)年 10 月 21 日（日）から 11 月 25 日（日）までの会期で、2012 秋の芸術月間 SEIAN ARTS ATTENTION VOL.3「CHI-KEI-風土のかたち、ながめ、かかわり-」と題し、昨年に引き続き秋の芸術月間を開催した。

今回の展覧会は総合テーマを「CHI-KEI」として、昨年の「近江の水・山・祈り」に続いてその土地や風土、繋がりや関わりなど「近江」を意識しながらも広いテーマで各展覧会を開催した。「地形をよむ」では、展覧会のチラシやポスターのイメージとして採用した近江の古地図を展示。「滋賀・湖西の美しいイラスト展」では、イラストマップ・ブックを制作、ミュージアムショップで 150 冊が販売されるなど話題を呼んだ。地蔵プロジェクトによる「鳥の眼/虫の眼 2012-仰木映像立体地図-」では、白い立体地図の上から精度の高い映像がつつぎつつぎと展開、また壁面には仰木の四季ともに風物詩が映像で紹介されるなど、そのプロジェクションの高い技術に多くの観覧者が圧倒された。

また、ギャラリー聚英での PULSE「FORM」やギャラリーキューブの奥田博士「‘音空’今、大地から」では信楽という地域をもとにその風土が培った作品を展示。そして椎原保氏（本学非常勤講師）によるライトギャラリーでの視覚に訴える現代アート表現や飯川雄大氏（本学卒業生）によってギャラリーアートサイトで壁を黒に塗り替えての写真展などレベルの高い展示が展開された。クロッシングギャラリーでは、話題の BIWAKO ビエンナーレ 2012 の中でのファッションショーに出品された本学学生達の作品が楽屋の雰囲気という演出で展示。バスストップギャラリーでも公募で募集した学生の力作を展示した。ギャラリーアートサイトでは後半の展示として曲面絵画で知られるブライアン・ウィリアム氏による「ブライアンの目-いま・むかし-」を開催し（12 月 1 日まで）、琵琶湖の環境破壊の状況を訴える作品や曲面絵画の初期の作品から最新作などを展示した。

初日のオープニングパーティーは出品作家や関係者、一般からなど 80 名の参加があり、

滋賀・湖西のおいしいイラスト展の関連企画として仰木の「納豆もち」をつくるWSや、取材したお店の店主の方々を招待し、「おいしい商品」が会場に並ぶなど、大いに盛りあがった。

広報については、開会前の10月19日に本学にて記者発表を行い展覧会の主旨を説明。結果、京都新聞、読売新聞、毎日新聞の主要新聞社に会期中複数回記事として掲載された。また、Webサイトや美術関係の雑誌などにも取りあげられた。媒体掲載数17（内訳webサイト9件、フリーペーパー1件、新聞6件）

近隣地域に対しては、仰木地区、仰木の里地区、堅田地区の自治会の協力を得て、7,262戸に展覧会のチラシを直接配布した。

会期中の来場者については、シールを貼っていただくシステムから、身につけやすく、二次的な利用ができるタグ（種）を手渡すことに変更した。726個が入場者に渡った。人数をカウントした主なギャラリーの入場者は「鳥の眼/虫の眼 2012-仰木映像立体地図-」（フォレスト）632名、飯川雄大展（アートサイト）761名、椎原保展（ライト）716名、奥田博士（キューブ）551名であった。

今回は、サインの改善として学生駐車場入口に掲示を追加、正門の幕を拡大、のぼり旗を設置するなどした。また、総合領域有志学生によるサポートチームを結成し、搬入補助、CMやチラシの制作、広報フォローなど、学生のアイデアを活かしつつ実行した。総合受付の充実の試みとして「キャンパスが美術館」の職員が会期中ギャラリーアートサイト前の受付に常駐して、来場者へのケアに務めた。また、展覧会の特設サイトを立ち上げ、関連企画の報告を掲載し、ページビューは1,608件（新規58%、リピーター42%）があった。

【3】改善・向上方策（将来計画）

「芸術による社会への貢献」を具現化するため、地域社会へ開かれた施設としての美術館（ギャラリー）としては、一定の成果があり、また、大学のブランド力をあげる施設としての存在もある程度の発信力を持って誇示できたと評価できるが、学内での認知度が浸透せず、学生の関わりや、授業での取り組みというところまで至っていない。

今後はよりこの「キャンパスが美術館」が教学システムと連携し、美術館が教育・研究の場となるような企画も加えて、充実した展覧会の運営を検討しなければならない。そして、学内美術館という実践の場で学んだ学生がその経験を生かして地域社会で活躍することが本当の意味での芸術による社会貢献であるとも言える。この施設が単なる成果の発表の場や学外作家の展覧会を開催する一般的なギャラリーや美術館の機能にとどまらず、教育・研究の場として活かされるシステムづくりを検討しなければならないと考えている。また、「キャンパスが美術館」のギャラリーがかつては各領域の演習室であったこともあり、オープンキャンパスや授業時、その他のイベント等でギャラリースペースの使用に際して美術館と領域の間で認識の違いから来る問題が発生した。この点に関しては大学施設全体の使用方法も含めて今後の調整が必要であると考えている。

その他、運営面では、スタッフの数、スタッフ事務室の場所、開館時間や時期、休館日の設定、会場受付当番制度などを含む平常展示開催へ向けての制度づくりなど今後整備しなければならないことは山積しているというのが現状である。

【社会貢献の自己評価】

地域連携推進センター、「キャンパスが美術館」、附属芸術文化研究所、附属近江学研究所の4つの部署がそれぞれ社会貢献分野を担当している。

地域連携推進センターでは、地域の要請に応じて学生を絡めた取り組みに繋げる役割を担っている。特に地域貢献を行う中で学生にいかなる教育効果を産み出すことが可能かどうかを常に検証している。

「キャンパスが美術館」においては、本学の教育研究の成果を発表すると同時に、本学全体の広報的な発信につながる企画を検討している。

附属研究機関においては、教員の研究活動を地域に絡め、社会貢献に繋げる努力をしている。特に地域との結びつきにおいては近江学研究所に期待しながら、有益な研究の下地づくりが課題である。